#### 杉並区地域防災計画 震災編(令和6年修正)の策定について

令和5年12月15日に公表しました「杉並区地域防災計画 震災編(令和6年修正) (案)」について、区民等の意見提出手続の実施結果等を踏まえ、一部修正したうえで、 令和6年3月の杉並区防災会議で決定しましたので、報告します。

- 1 区民等の意見提出手続等の実施状況 (別紙1)
  - (1) 実施期間

令和5年12月15日(金)~令和6年1月17日(水)(34日間)

- (2)公表方法
  - ・広報すぎなみ (令和5年12月15日号)
  - 区公式ホームページ
  - ・文書による閲覧(防災課、区政資料室、区民事務所、図書館)
- (3) 意見提出実績
  - ・区民等の意見提出手続による意見 計 8件 延べ 10項目
  - ・防災会議委員からの意見 計 6件 延べ 60項目
  - ・東京都・防災関係機関からの意見 計11件 延べ 128項目
- (4) 意見に対する杉並区地域防災計画(令和6年修正)の修正箇所一覧(別紙2)
- 2 杉並区地域防災計画 震災編 (令和6年修正)の概要 (別紙3)
- 3 その他

杉並区地域防災計画(風水害編)については、本計画の修正に合わせ、文言統一等の 修正を行った。

4 今後のスケジュール (予定)

令和6年7月 意見募集結果の公表 (区公式ホームページ・広報すぎなみ) 冊子の印刷・配布

### 区民等の意見提出手続等の実施状況

#### (1) 区民等の意見提出手続き等による意見

①意見提出手続による意見

意見提出手続きを行った結果、合計 8 人、件数 10 件の意見の提出がありました。 提出方法別の人数及び意見数は、以下のとおりです。

提出方法	人数	意見数		
文書 (郵送・FAX)	2	2	辛見の掘声は	
電子メール	0	0	意見の概要は (3) のとおり	
ホームページ	6	8	, ,	
合 計	8	10		

#### ②防災会議委員からの意見

◎意見提出期間 : 令和5年12月15日~令和6年1月17日

提出方法	人数	意見数	うち修正対応は 59 件 意見の概要は
電子メール	6	60	【別紙2】のとおり

#### (2) 東京都・防災関係機関からの意見

東京都 ◎意見提出期間 : 令和5年11月16日~令和6年1月12日防災関係機関◎意見提出期間 : 令和5年12月15日~令和6年1月17日

提出方法	機関数	意見数	うち修正対応は 126 件 意見の概要は
電子メール	11	128	【別紙2】のとおり

#### (3) 区民等の意見提出手続による意見の概要

①計画原案の修正を行う意見 意見提出者5人 意見数5件

No	項目	意見の概要	区の考え方
1	避難所に関する	避難者の受入基準が3.3 ㎡あたり2	区では、避難者を各震災救援所の普通教室、特別教
	意見	人としているが、どのような空間を	室(4 割を利用可能と想定)、屋内運動場に収容する
		確保する予定かわからない。	ものとし、3.3㎡あたり2人として収容可能人員を算
		また、今回の能登半島地震の避難所	出しています。また、震災救援所でのプライベート
		の様子を見て、プライベート空間を	空間については、段ボール製の簡易間仕切りを備蓄
		作ることが必要だと思うため、段ボ	しているほか、民間企業と段ボール製ベッドや間仕
		一ルベッド、仕切り、テントなどを	切りを含む段ボール製品の供給に関する災害協定を
		設置して、避難生活におけるプライ	締結しています。さらに、令和6年1月に発生した
		ベート空間の確保をしてほしい。	能登半島地震を受け、令和6年度中に、簡易間仕切
			りセットを追加配備するなど、今後もプライベート
			空間の確保に努めてまいります。

No	項目	意見の概要	区の考え方
2	避難所に関する	段ボールの仕切り、テントなどを用	震災救援所でのプライベート空間については、段ボ
	意見	いて、家庭ごとに避難所でのプライ	ール製の簡易間仕切りを備蓄しているほか、民間企
		バシーを確保することが必須である	業と段ボール製ベッドや間仕切りを含む段ボール製
		と考える。	品の供給に関する災害協定を締結しています。さら
			に、令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、
			令和6年度中に、簡易間仕切りセットを追加配備す
			るなど、今後もプライベート空間の確保に努めてま
			いります。
3	出火防止対策に	震災直後の出火が防止できるかどう	不燃化改修の進捗状況につきまして、区では、おお
	関する意見	かは住民による自助努力にかかって	むね5年ごとに土地利用現況調査を実施しており、
		いることとなっているため、出火防	その中で、町丁目ごとの不燃化・耐震化の進捗状況
		止対策の拡充をしてほしい。さらに	を調査しています。調査内容については、「すぎな
		出火をおさえる具体的項目として、	みのまちの動き~土地利用現況調査結果の分析~」
		以下の点について補足してほしい。	としてまとめており、区公式ホームページや図書館
		・不燃化改修の進捗状況について丁	等で確認できますので、参考にしていただければと
		目ごとに分かるようにする。	思います。
		・不燃化改修が進むような助成制度	また、区では、火災による延焼被害の拡大が懸念さ
		の拡充をすすめる。	れる木造住宅密集地域等を中心に、耐火性能の高い
		・耐震改修の進捗状況について丁目	建物を新築する方に向けて建築工事費の助成を実施
		ごとに分かるようにする。	しています。平成28年、30年、令和5年には助成対
		・冬季中、暖房器具に灯油を使用中	象地域の拡大を図り、建築物の不燃化建替えを促進
		の住宅について、その保管場所、保	しています。
		管容器について出火抑制策を示す。	出火抑制については、区では、主に冬の乾燥時期に
		・感震ブレーカー設置の進捗状況に	おける防火対策として、消防署と連携のうえ、区ホ
		ついて丁目ごとに分かるようにす	ームページやメール配信サービス、各種 SNS などを
		る。	通じて注意喚起を行っています。今後も引き続き区
		また、一度出火すれば「道路による	民に対する出火抑制策の周知・啓発に努めてまいり
		延焼遮断」効果はほぼなく、延焼を	ます。
		防止することは容易ではないことか	感震ブレーカー設置の進捗状況については、いただ
		ら、対策の重点を出火防止策にシフ	いたご意見のとおり、当計画の資料編に町丁目ごと
		トするよう記述してほしい。	の設置台数を掲載いたします。
			都市計画道路の整備は、完成までに多く時間を要し
			ますが、延焼の阻止以外にも避難路の確保や救援活
			動の経路確保などの効果があり、地域の防災性は向
			上します。住宅地域での火災に備え、お住いの皆様
			が安心・安全に暮らせるよう、ハード面ソフト面の
			防災施策を複合的に施してまいります。

No	項目	意見の概要	区の考え方
4	備蓄品に関する	何人分、何日分の水、食料、簡易ト	区では、避難所避難者約 10.4 万人の3 日分の水・食
	意見	イレの備蓄があるのか。防災倉庫を	料などの備蓄を進めています。令和6年度に、災害
	道路拡幅事業に	見学した際に充分な量とは思えなか	時の各種トイレに活用する収便袋の追加備蓄を進め
	関する意見	ったため、早急に増やしてほしい。	るほか、災害時要配慮者や女性の視点などを踏ま
		また、体育館以外の避難場所や、発	え、さらなる備蓄品の充実を図ってまいります。ま
		電機、段ボールベッド等、その他必	た、震災救援所では、体育館以外の普通教室なども
		要なものを確保してほしい。	避難スペースとして活用するほか、被災した震災救
		木造住宅密集、狭あい道路が多い	援所が機能しない場合に備え、区内の高校・大学な
		ことから火災のリスクがかなり高い	どを補助代替施設に指定しています。
		と考えるので、道路の拡幅、セット	また、区内には、木造密集地域を中心に火災危険度
		バック促進をしてほしい。	の高い地域があります。区地域防災計画には、首都
			直下地震による死者0を目指すことを目標に、その
			対策のひとつとして狭あい道路の拡幅整備事業を掲
			げており、今後も、区全域を対象に狭あい道路の拡
			幅整備の推進に取り組んでまいります。
5	備蓄品に関する	避難所に計画備蓄また公園や区の施	「平均的なトイレ使用回数を5回として想定」につ
	意見	設等にも備蓄とあるが、平均的トイ	いては、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管
		レ使用回数1日5回の想定は少な	理ガイドラインにある「平均的な排泄の回数」を記
		い。また、入浴についての備えも必	載しておりますが、年齢や状況に応じて使用回数が
		要である。	異なることなども考慮し、能登半島地震を踏まえ、
		炊き出しは発災から4日目以降と記	震災救援所の各種トイレに活用する収便袋の備蓄を
		載があるが、1日でも早く実施でき	令和6年度に追加し、更なる充実を図ります。ま
		るよう対策をしてほしい。自助・共	た、入浴対策としては、各震災救援所に全身を拭く
		助とあるが、行政と民間の連携が大	ことができるノンアルコールウエットティッシュを
		切である。	備蓄しているほか、東京都公衆浴場業生活衛生同業
			組合杉並支部と応急的入浴機会の提供に関する協定
			を締結しています。
			各震災救援所では、炊き出しに使用する食料や器具
			等を備蓄しており、発災後も温かい食事を提供でき
			るよう環境整備に努めています。炊き出しについて
			は、大きな余震発生の期間等を考慮した後に実施す
			ることを想定しています。また、区では、応急物資
			や燃料の提供などに関する様々な災害協定を締結し
			ており、民間企業等との協力体制を構築していま
			す。

## ②計画原案の修正を行わない意見 意見提出者 4 人 意見数 5 件

No	項目	意見の概要	区の考え方
1	地域コミュニテ	緊急時に活動できる地域コミュニテ	貴重なご意見をいただき、ありがとうございま
	ィに関する意見	ィづくりを促進する支援のしくみに	す。地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関
		ついて、以下の項目を加筆してほし	する対応の方針を定めるものであり、防災対策の個
		い。	別・具体的な内容について記載するものではありま
		・高円寺北1丁目には町会会館がな	せん。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今
		いので、高円寺学園の開放会議室を	後の参考とさせていただきます。
		活用できることを積極的にすすめる	
		こと。	
		・地域コミュニティの形成に必要不	
		可欠な集会所を施設再編整備で手薄	
		になってしまったことについて検証	
		して、地域コミュニティの形成を支	
		援する方向に舵を切り替えること。	
2	避難所に関する	避難所となる高円寺学園の記載につ	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
	意見	いて、以下のとおり改めてほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する
		・体育館が実験用具の保管場所と一	対応の方針を定めるものであり、防災対策の個別・
		体の建物となっている高円寺学園等	具体的な内容について記載するものではありませ
		の危険性について記述する。	ん。いただいたご意見は、関係部署と共有し、今後
		・避難中に余震等で避難場所への影	の参考とさせていただきます。
		響について問題がないか公の責任と	なお、震災救援所に指定されている区内施設は、耐
		して明確に記述する。	震基準を満たしています。
		・高円寺学園のプールによる水の階	
		下への影響について問題がないか公	
		の責任として明確に記述する。	
3	避難所に関する	自分が住んでいる地区の水害、地	区では、災害時の避難に関する情報を分かりやすく
	意見	震、火事のときの避難場所情報はど	周知するために、杉並区防災マップや各種ハザード
		こを見ればよいか。	マップを作成しています。区立施設の窓口のほか、
			区公式ホームページ等で確認できますので、避難の
			際の参考にしていただければと思います。

No	項目	意見の概要	区の考え方
4	避難所に関する	妊産婦、乳幼児親子及び女性専用の	区では、乳幼児親子の避難場所について、震災救援
	意見	避難場所として「ゆう杉」の活用を	所や第二次救援所でのスペース確保や備品等の考え
		検討してほしい。	方を整理するとともに、これらの施設のブランチと
		「ゆう杉」に女性専用備品の備蓄を	して児童館や子ども・子育てプラザの活用を検討し
		して、発災時に、産婦人科医、小児	ているところです。
		科医を派遣出来る仕組みがほしい。	また、妊産婦の対応については、避難場所の確保だ
		ゆくゆくは「子育てプラザ」や「児	けでなく、避難生活中の体調悪化や出産等への対応
		童館」にもこの仕組みを広げてほし	も必要です。そのため、今後、区有施設のほか、医
		lv.	療措置のできる民有施設の活用も視野に入れるとと
			もに、杉並区医師会等の関係機関との連携・協力を
			図っていきます。
			女性専用の避難場所については、震災救援所で専用
			スペースの設置や女性専用備蓄品等の配布場所に配
			慮したマニュアル作成を行っています。今後も引き
			続き、女性を含む特定の配慮が必要な方々への支援
			の充実に取り組んでまいります。
5	給水拠点に関す	計画では、都と役割分担の上、災害	杉並浄水所は、大腸菌が検出されたため、平成28年
	る意見	時給水ステーション等を活用して応	12月28日から使用を停止しています。区における震
		急給水活動を実施するとしている	災時の飲料水は、各震災救援所においてペットボト
		が、「杉並浄水所」は 2016 年 12 月	ル飲料水の備蓄や受水槽の設置のほか、避難所の敷
		以降停止されている。	地内から直接飲料水を確保できる応急給水栓の設
		区長は東京都に対し、杉並浄水所	置、給水ステーションの活用などにより、十分な水
		が耐震基準を満たした給水所に復活	量を確保しております。今回、ご意見いただきまし
		するよう連絡調整することが基本的	た給水所復活に関する要望につきましては、都水道
		責務である。	局にもお伝えいたします。

# 意見に対する杉並区地域防災計画(令和6年修正)の修正箇所一覧 震災・風水害編【総則・予防対策】

M	辛且位八				・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
					_ :
No.	都	計画該当箇所 第1部 総則	計画新記載    図表:「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月発表)	音子画   日記載	意見概要 【東京都】 「原因別建物全壊棟数」「原因別建物半壊棟数」の 「ゆれ」の表記を「ゆれ建物被害」に修正
			議議所選権者数 (1日後) (人) 104,098 86,888 82,605 85,529 72,641 69,088 機能所選権者数 (人) 51411 51,411 — 51,411 51,411 — 187,686 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84 84	接触者数 (1日後) (人) 194.088 86.586 82.605 85.529 72.641 69.088 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
2	東京都		図表:「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月発表)における被害想定	図表:「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月発表)における被害想定	【東京都】 「原因別建物全壊棟数」「原因別建物半壊棟数」の 「ぬれ」の表記を「ぬれ建物被害」に修正
		第1節 計画の目的及び前提	現立	項目	「ゆれ」の表記を「ゆれ建物被害」に修正
3		第1部 総則 第2章 杉並区の概況 第2節 杉並区の人口・生活 環境	2 生活環境       (1) 道路 (高速道路を除く)       (令和4年4月1日現在)       区分 総数 国道 都道 区道       総延長 683,791m 4,327m 56,678m 622,786m       総面積 4,514,612m² 1½8,337m² 1,055,851m² 3,280,424m²	2 生活環境       (1) 道路(高速道路を除く)       (令和4年4月1日現在)       区分 総数 国道 都道 区道       総延長 683,778m 4,327m 56,665m 622,786m       総面積 4,513,555m² 178,337m² 1,054,794m² 3,280,424m²	【建設局第三建設事務所】 「東京都道路現況調書」(令和5年1月)に基づく修 正
4		第1部 総則 第2章 杉並区の概況 第2節 杉並区の人口・生活 環境	(2)河川       (令和5年4月1日現在)       区分     妙正寺川     善福寺川     神田川       延長     1,150m     8,460m     8,060m       改修率     46%     61%     88%	(令和4年4月1日現在)       区分     妙正寺川     善審福寺川     神田川       延長     1,150m     8,460m     8,060m       改修率     46%     61%     87%	【東京都】 時点更新

No.	意見区分	計画該当箇所		計画新記載			計画旧記載	意見概要
5	東京都防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計 画(震災予防対策)	2 東京都関係機関等		2	東京都関係機関等		【東京都】 文言修正
	防灰云磁安貝	画(展火ア的対象)  第1章   杉並区の基本的責務	機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱	又言修止 
		と役割 第2節 区、都及び防災機関 の役割	建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 <u>道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。</u> 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。		建設局 (第三建設事務所)	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
			東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 获窪消防署	1 火災その他の災害の子防、警戒及び防御に関すること。 2 教急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 5 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 6 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等実践的な訓練や都民防災教育センターにおける VR (災害疑囚体験) コーナー等を活用した体験訓練の実施 7 防推進 8 出火防止等に関する教育・訓練の実施 9 VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 10 デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 11 区民の自主教護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 12 区民等に対し、私Dの使用方法を含めた教命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備認定等、区民の応急利護に関する技能の向上 13 一定以上の応急手当も能とする技能の高定等、区民の応急利護に関する技能の向上 14 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 15 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 16 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急教護訓練等の実施 17 小学生には教命入門コース、中学生には普通教命講習、高校生には上級教命講習の受講を推奨 18 町会・自治会、震災教援所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会負策と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出教護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 19 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 20 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 21 前各号に掛げるもののほか、消防に関すること。		東京消防庁 第四消防方面本部 杉並消防署 获窪消防署	1 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 2 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 3 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等実践的な訓練の都民防災教育センターにおける任験施設を活用した訓練の実施 4 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 5 出火防止等に関する教育・訓練の実施 6 VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 7 区民の自主教護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 8 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた教命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 9 一定以上の応急手当も能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急を裁護に関する技能の向上 10 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 11 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 12 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 13 小学生には教命入門コース、中学生には普通教命講習、高校生には上級教命講習の受講を推奨 14 町会・自治会、震災教授所運営連絡会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した趣難行動要支援者の安面に要願及び教出教護要願の確認を取り入れた防災訓練の実施 15 災害時要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 16 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施	
6	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計 画(震災予防対策)	3 指定地方行政機関機関の名称	事務又は業務の大綱	3	指定地方行政機関	<b>本なひと巻を</b> か→62	【国土交通省関東地方整備局】 内容精査により、1つの機関へ修正および統合した
		第1章 杉並区の基本的責務 と役割 第2節 区、都及び防災機関 の役割	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	事務とは業務の大綱  1 災害時の情報交換に関する協定による活動  2 区の要請に基づく各種支援  3 国道 20 号及び橋梁の保全に関すること。  4 国道 20 号における障害物の除去及び復旧に関すること。		機関の名称 国土交通省 関東地方整備局 <del>関東地方整備局</del> 東京国道事務所 (代々本出張所)	事務又は業務の大綱  1 災害時の情報交換に関する協定による活動 2 区の要請に基づく各種支援     国道 20 号及び橋梁の保全に関すること。 2 国道 20 号における障害物の除去及び復旧に関すること。	
7	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計	4 指定公共機関		4	指定公共機関		【東日本旅客鉄道㈱荻窪駅】
1		画 (震災予防対策)	機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱	組織変更のため
		第1章 杉並区の基本的責務 と役割 第2節 区、都及び防災機関 の役割	東日本旅客鉄道 株式会社 ( <mark>首都圏本部</mark> ) 東京電力パワーグリッド株式会	対道施設の保全に関すること。     災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。     電力施設等の建設及び安全保安に関すること。     電力施設等の建設及び安全保安に関すること。     □ 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。			1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 社 1 電力施設等の建設及び保全に関すること。	【東京ガス(株)】 分社化による社名変更のため
			(荻窪支社) 東京ガス株式会社	2 電力供給に関すること。         1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。         2 ガスの供給に関すること。         1 首都高速道路の保全に関すること。		(荻窪支社) 東京ガス <del>ネットワーク</del> 株式会社	2 <u>災害時における電力の供給に関すること。</u> 1 ガス工作物の建設及び保安に関すること。     2 ガスの供給に関すること。     1 首都高速道路等の保全に関すること。	【東京電力パワーグリッド(株)】 他区の地域防災計画の記載に合わせるため
			首都高速道路 株式会社	2 首都高速道路や灰害復旧に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。		首都高速道路 株式会社	2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。	【首都高速道路(株)】 他区との記載内容を統一するため
	-tt	Mr o der the Mr > ) - F / 1 / 7				611.) 7.1 7	+ 111	
8	東京都		防災対策では、区民一 災マップをはじめとす 「すぎナビ」、 <b>東京く</b> し、意識啓発を行って 策の実施、防災訓練へ	人ひとりによる自助の取組が重要なため、 る様々な媒体(杉並区の防災対策、公開型G <u>らし防災、東京防災等</u> )を通して広報を実 いる。また、家具類の転倒・落下・移動防	防災 防災 に し 策	マップをはじめとする すぎナビ」、 <u>東京防?</u> 、意識啓発を行ってい の実施、防災訓練への	方災力向上 人ひとりによる自助の取組が重要なため、防 る様々な媒体(杉並区の防災対策、公開型GIS <u>災、東京くらし防災等</u> )を通して広報を実施 いる。また、家具類の転倒・落下・移動防止 の参加、救命講習の受講及び防災教育等を推 D防災力向上を図っている。	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要		
9	防災会議委員	画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上 第1節 現在の到達状況	きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員602名(令和5年	3 消防団の活動体制の充実 ・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員593名(令和5年4月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定員充足を図り、活動体制を整えることが必要である。	【杉並消防署長】 時点更新		
10	防災会議委員	画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上 第1節 現在の到達状況	援所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。 ・区は、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との通	5 ボランティア活動との連携 ・救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、震災救持援所運営等、発災時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。 ・消防署は、消防団・災害時支援ボランティア等と協働した救命講 習会を実施している。 ・区は、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりとして、杉並区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。			
11	防災会議委員	向上 第2節 課題	・被害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動が重要である。 ・現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員602名(令和5年	皮害想定では、焼失棟数が最大約1万棟に上るなど、火災により大な被害が発生すると想定されており、初期消火等、消防団の活動重要である。 現在、区内の消防団は、定員750名に対して、現員602名(合和5年月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定4月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定4月1日現在)と不足しており、積極的な広報や勧誘活動により、定			
12	東京都防災会議委員関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	機関名  ①広報手段 パンフレット、広報紙等を講演会、防火管理者講習会、町会・自治会等の組織、新聞販売所等協力事業所を通じた配布、駅舎、商店街等における PR 活動、デジタルサイネージや事業所の大型ビジョン等による放映及びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式・広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」・ポスター・チラシ・リーフレット・ハンドブック・プロモーションビデオ・ホームページ・SNS・消防アプリ②広報内容・地震に関する一般知識・地震の備え(「地震に対する 10 の備え」「地震 その時 10 のポイント」)・地震から命を守る「7 つの問いかけ」・出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識・救出救護活動・家具類の転倒・落下・移動防止措置・事業所の地震対策・非常食料、非常特出品・警戒宣言発令時における行動と備え・防火防災標語の募集及び表彰式・地域の防火防災初勤資制度・長周期地震動に関する防火防災対策。東京消防庁消防防災資料センター・都民防災教育センター・都民防災教育センター	びインターネットを活用した広報等により、防災意識の普及を図る。 ・はたらく消防の写生会及び表彰式 ・地域の防火防災功労賞 ・広報紙「すぎなみ 119」「消防広報おぎくぼ」「広報とうきょう消防」 ・ポスター ・チラシ ・リーフレット・ハンドブック ・プロモーションビデオ	【東京都】 文言修正  【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため修正  【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため  【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため		

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
13	東京都 議委	第2部 施策が第) (震災 区 長 美 ) (震災 区 長 ) (震災 区 長 ) (長 ) (表 ) (表 ) (表 ) (表 ) (表 ) (表 )	名家庭で行える木の備え、震災時の給木拠点、東京都木道局の震災対策 (水道施設の応急復旧)等を都民に周知し地震発生時における混乱を最 小限にするため、次のとおり広報を行う。 ②広報内容 ・地震発生に際しての樫木道局の応急対策 ・水の僵蓄力法及び僵蓄が必要な理由 ・その他患発生時に必要な注意事項等 ②広報の方法 ・X (旧 Twitter) の張用 震災時の情報伝達手段として有効とされる X (旧 Twitter)を活用した情報提供を行う。 ・機なな広報施策を多角的に活用した効果的な広報の展開 ・水道キャラパンやホームページ、その他配布物により分かりやすく PR を実施していく。 ③広報媒体 ・パンフレット 「水道・くらしのガイド」 ・ビデオ 「近くにあります給木拠点」 平常時から新聞、テレビ、ラジオ、パンフレット、ホームページその他による事故的止等に関する広報を行う。 ・無路月珠、無断丁事をしないこと。 ・電社の側接、折損、電線の所線、量下等数備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ・提札の側接、折損、電線の所線、量下等数備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。 ・提札の側接、折損、電線の所線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ・光規権地震時の電気火災の発生抑止のため、感費ブレーカーを取付すること、法に近電気工事店等で点検してから使用することとを提供する。 ・児境地震時の電気火災の発生抑止のため、感費ブレーカーを取付することは表書またはブレーカーを必ず切ること。・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すると口を、おとのよの音楽技術を開催を関する。 ・現京ガス・イマップ等のホームページ掲載 ブルーブ ・地域や台風などの自然決等時の安全対策等の啓発・東京ガスホームページに安全と防災に関する取相について情報を掲載 ・・別居割から教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。 ・児電生徒に対しては、町会・自治会を下の事等を開催を図っていく。・地震災等を開催するとともに、地震災等を開催する。・映画会所 第の地域の助和に対し、優良な事例について「地域の防火大防災、外労質制度」により表彰することで、防災に対する意識啓発を行う。	・ 会家で行える木の備え、震災時の絵木拠点、東京都木道局の震災対策 (水道施設の応急復旧)等を福民に周知し地震発生時における混乱を最 小限にするため、次のとおり広報を行う。 の広観内容 ア) 水のくみ置きをお願いし、習慣化する。目安は一人1日32。清 置てふたのできる容器に口元まで入れ直射日光の当たらない場所で保管 すると、3 目間は飲料として使用可能、4 日目以降は清掃や洗濯に使用。 イ) 結水拠点の周知 差 民時に優と記れ、拠点の周知 2 民時に強と記れ、拠点の周知 2 民時に強となお、拠点の周知 2 天時に水道管への取費、浄水場の整備・補強など、水道局が行う様々 な震义対策の紹介 ②広報手段 「インターネットホームページ」、「水道ニュース」、パンフレット「水道・ 要もしガイド」などで紹介。 水道施配見字、区主催の防災相談、防災訓練による広報。 悪災対策や施設整備等を紹介したビデオによる広報。 悪災対策や施設整備等を紹介したビデオによる広報。 ・選及対策や施設整備等を紹介したビアオによる広報。 「防災の日」等に、アレビ、ラジネ、パンフレット、ホームページその他 による球的に等に関する広報を行う。 ・無断見柱、無断工事の禁止 ・電性の機振打乱、電線の跡線垂下など設備の異常を発見した場合の通報 に関する事項・・事が発動性が表したは、用漏りなどにより浸水した場外配線、重 気器及とどに対する禁止事項・・型外避難時の、安全器又はブレーカーの対定・ ・本の他事故防止のため留きすべき事項 ・マイコンボーターのの環境中やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載 ・地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発・東京ガスホームページに安全と防災に関する取組について情報を掲載 ・・現に対しては、「はたらく消防の写生会」の開催や防火がスターの募集を行うとともに、総合とうは、総合とり、地域住民に対しては、町会・自治会を単位とした講演会・映画美所等の即域の取組に対し、優良な事例について「地域の防火防災、水野・することで、防災に対する意識と防災行動しては、地震災害や風水等等に対する区へ、都民防災、教育を推進するとともに、都長防災、教育を推進するとともに、都の発達を行う。 ・防火的気能が、ホームページやのMSによる情報発信を行う。 ・が大的気能が、ホームページやのMSによる情報発信を行う。・デジタルコンテンツを活用したリモート防災等習教材の整備・充実を図る。	【東京都】 文言修正 【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため修正 【東京電力パワーグリッド(株)】 東京ガス(株)】 東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
14	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	組織 参加機関 区 関係部課 消防 杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団 警察 杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署 都 水道局 自衛隊 陸上自衛隊 東京電力パワーグリッド、東京ガス <u>グループ</u> 、NTT 東日本、J:COM、杉並 区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支 部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建 設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他 防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レス キュー隊、災害時支援ボランティア	超織 参加機関  区 関係部課 消防 杉並消防署、荻窪消防署、杉並消防団、荻窪消防団 警察 杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署 都 水道局 自衛隊 陸上自衛隊 東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本、J:COM、杉並区医師会、東京都杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会、獣医師会杉並支部、杉並赤十字奉仕団、災害拠点病院、杉並区社会福祉協議会、杉並建設防災協議会、杉並土木災害防止協力会 他  佐民等 防災市民組織、町会・自治会、震災救援所運営連絡会役員、中学生レスキュー隊、災害時支援ボランティア	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)第2章 区民と地域の防災力向上第5節 具体的な取組 【予防対策】	主催 内容  震災時における大規模な市街地火災、救助救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防訓練を実施し消防活動技術及び活動支援体制の向上を図るとともに、各参加機関が連携した総合訓練を実施する。 1)参加機関 ①消防署 ②消防団 ③災害時支援ボランティア ④事業所、防災市民組織などの地域住民 ⑤医療機関 2)訓練項目 ①消防隊訓練 ・参集訓練 ・初動処置訓練 ・情報収集訓練 ・選隊本部運用訓練 ・部隊運用訓練 ・那隊運用訓練 ・海信運用訓練 ・教助救急活動訓練 ・その他の訓練 ②消防団の訓練 前項①に準じ実施する。 ③災害時支援ボランティアの訓練 ・なら救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 ・広急救護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 ・正念教護訓練 ・後方支援活動訓練 ・その他の訓練 ・正念教護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ・近急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ・近急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ・の急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ・の急救護訓練 ・通報訓練 ・その他の訓練 ・ の当時期 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	主催	【杉並消防署長】東京都地域防災計画に準じた修正
16	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	主催 内容     本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則     等に基づき、防災訓練を実施する。     1)訓練項目     ガ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練・自衛消防     訓練     ・各事業所間の連絡体制訓練・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加     2)実施時期・回数     年1回以上(本社及び各事業所)	主催 内容     本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。     1) 訓練項目     ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練     ・各事業所間の連絡体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練・その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加     2) 実施時期・回数     年1回以上(本社及び各事業所)	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
17	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】		て、ピクトグラムや「やさしい日本語」を活用した、外国人にも分かりやすい防災訓練や防災講座を実施する。併せて、多言語対応の防災ガイドブックや防災マップなどを活用し、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意して防災知識の普及を図る。また、都が作成する防災に関する多言語動画を活用し、外国人が多く集まる場	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
18	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予	3 消防団の活動体制の充実 3-1 現況 区内の消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750 名に対し現員は602名である (令和5年12月1日現在)。常時定数を 充足させるために、積極的に消防団員の募集活動を行っている。これらの消防団は、震災時には消防署と連携し消防活動にあたるとと もに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核 として重要な役割を担っている。 このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び 火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車(緊急車)、 可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救 助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。令和5年 12月31日時点における格納庫の整備状況は、杉並消防団37か所、荻 窪消防団15か所である。 さらに、地域の指導者としての適切な指導を行うために必要な教育	3 消防団の活動体制の充実 3-1 現況 区内の消防団は、杉並消防団と荻窪消防団の2団16分団で、定数750 名に対し現員は <u>593名</u> である (令和5年 <u>4月1日</u> 現在)。常時定数を充 足させるために、積極的に消防団員の募集活動を行っている。これ らの消防団は、震災時には消防署と連携し消防活動にあたるととも に、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核と して重要な役割を担っている。 このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び 火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車(緊急車)、 可搬ポンプ、防災資器材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救 助器具を配備し、救助能力等活動体制の強化を図っている。 <u>平成25</u> <u>年3月31日</u> 時点における格納庫の整備状況は、杉並消防団37か所、荻 窪消防団15か所である。	【杉並消防署長】 時点更新
19		第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	・消防署では、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進し、新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。 ・震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車(緊急自動車)等を整備する。 ・大規模災害団員などの制度を活用して更なる防災体制を強化する。 ・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図るとともに、消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。 ・消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。・消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。・地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民	・教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図るとともに、消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。 ・消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。 ・消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。 ・消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。 ・区は、分団本部施設(延べ面積80㎡以上)のない消防分団に対して、待機場所取得に向けてバックアップしていくとともに、発災時においては区立施設を臨時待機場所として提供することについて、消防署と検討を進めていく。	
20		画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上	事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。消防署では、事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に	4-3 事業所防災体制の強化 事業所において使用される火気及び危険物などは、一般家庭より規模が大きく、発災の危険あるいは地域に与える影響が大きいと予想される。消防署では、東京都震災対策条例に基づき、事業所防災計画の作成等による防災体制の整備に努めてきたところであるが、全事業所に対してリーフレット配布及び危険物取扱者等の講習等を通じて、事業所の防災体制の強化に努める。	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
21	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)第2章 区民と地域の防災力向上第5節 具体的な取組 【予防対策】	(2) 自衛消防隊の設置 消防署は、防火防災管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。一定以上の規模の事業所については、火災予防条例に基づき消防資機材を装備した自衛消防隊の設置、隊員講習等の指導、救命講習の受講を促進し、事業所自らの消火・救出・救護活動能力の向上を図っている。 ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所 消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置義務づけられている。 この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。 この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所	(2) 自衛消防隊の設置 消防署は、防火防災管理者をおかなければならない事業所に対して、自衛消防組織の編成を指導する。一定以上の規模の事業所については、火災予防条例に基づき消防資格を提備した自衛消防隊の設置、隊員講習等の指導、救命講習の受講を促進し、事業所自らの消火・救出・救護活動能力の向上を図っている。	東京都地域防災計画に準じた修正
	防災会議委員	向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	め、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、杉並・荻窪消防署は、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアであり、区内では、杉並消防署81名、荻窪消防署29名、合計110名が登録している。(令和5年12月1日時点)	め、杉並・荻窪消防署は、事前に登録した杉並、荻窪消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、指導育成を図る。 ・東京消防庁災害時支援ボランティアは、災害時における消防隊の現場活動を支援するため、消防署に事前登録しているボランティアであり、区内では、杉並消防署391名、荻窪消防署256名、合計647名が登録している。	【杉並消防署長】 時点更新
23	能登半島地震	画 (震災予防対策)	ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備 区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、 <u>震災時に 重要な防災拠点施設となる区有施設に</u> 、簡易トイレや飲料水等を備 蓄したエレベーターキャビネットの設置を <u>行う</u> 。	ウ エレベーター内の一時的な滞在環境の整備 区は、エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターチェアの設置等を含む対策を 検討する。	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	東京都	防対策】	2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 (1)対象となる社会公共施設等 区施設、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物の うち、社会公共施設等を対象とする。なお、社会公共施設等とは、 災害対策本部が設置される庁舎の他、震災救援所に指定している学 校施設等、福祉救援所に指定している社会福祉施設等、災害拠点病 院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物等を総 称している。	2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 (1)対象となる社会公共施設等 区施設、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物の うち、社会公共施設等を対象とする。なお、社会公共施設等とは、 災害対策本部が設置される庁舎の他、震災救援所に指定している学 校施設等、福祉救援所に指定している社会福祉施設等、災害拠点病 院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物 <del>及び応</del> 急仮設住宅となりうる区営住宅等を総称している。	【東京都】 法による「応急仮設住宅」には、「公的住宅の活用 による一時提供型住宅」は含まれないため
25	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 3-1 液状化対策の強化 (1)対策内容  機関名 特定行政庁である区 指定確認検査機関 ・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対し的確な対策を講ずるよう促す。	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 3-1 液状化対策の強化 (1)対策内容  機関名 特定行政庁である区 指定確認検査機関 ・液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対し的確な対策を講ずるよう促す。 ・屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導・長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知	【杉並消防署長】 記載箇所に誤りがあるため、別の箇所に記載するよう修正
26	防災会議委員	画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上	3-2 長周期地震動対策の強化(建物所有者等への対策の推進) 《区》 超高層建築物等について、国の対策の決定後、東京都と連携して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などを、建物所有者等に対し情報提供する。 《消防署》 ・屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適正な維持・管理適合指導を行う。 ・長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知する。	物所有者等に対し情報提供する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
27	能登半島地震	画 (震災予防対策)	行っている。さらなる出火防止対策のため、火災危険度の高い地域 に対する感震ブレーカー設置支援事業の拡充などを行い、震災時の		
28	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	図表:消防車両の内訳       ポンプ車     救急車     その他指揮車等     合計       28台     13台     17台     58台	図表:消防車両の内訳       ポンプ車     救急車     その他指揮車等     合計       24 台     13 台     22 台     59 台	【杉並消防署長】 時点更新

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上	ウ 消防水利の整備(令和5年12月1日時点) ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、都、区及び関係機関と連携して、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。 ○耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸等の整備を推進し、消防水利が不足する地域に対し、都や区と連携した水利整備の推進に努める。 ○経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 ○木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 ○防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件	ウ 消防水利の整備(令和3年1月末時点) ・東京消防庁では、震災時の同時多発火災に対処するため、消防水利が不足する地域に対し、多角的な方策による消防水利の整備促進を図るため、次の項目を推進する。 ○経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。 ○木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。 ○防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるように改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。 ○区が公共施設及び特殊建築物を整備する時には、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の	【杉並消防署長】
30	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	・区における消防水利の整備状況は次のとおりである。         種別       杉並消防署       获産消防署       合計         防火水槽       549 基       324 基       873 基         ブール       44 基       34 基       78 基         受水槽       10 基       7 基       17 基         池水       5 基       6 基       11 基         河川       63 基       32 基       95 基         消火栓       2,962 基       2,371 基       5,333 基         井戸       3 基       1 基       4 基         貯水池       1 基       0 基       1 基	・区における消防水利の整備状況は次のとおりである。       種別     杉並消防署     荻建消防署     合計       防火水槽     548 基     418 基     966 基       ブール     43 基     34 基     77 基       受水槽     13 基     12 基     25 基       池水     5 基     6 基     11 基       河川     63 基     32 基     95 基       消火栓     2,945 基     2,376 基     5,321 基       井戸     3 基     1 基     4 基       貯水池     1 基     0 基     1 基	【杉並消防署長】 時点更新
31	防災会議委員	向上		活動にあたるとともに、平常時は地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。このため、震災時の活動に対応できるよう、震災対策重点地域及び火災危険度の高い地域を優先的に、可搬ポンプ積載車(緊急車)、可搬ポンプ、防災資機材格納庫を整備するとともに、新たに簡易救助器具を配備	【杉並消防署長】 時点更新
32	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化	オ 毒物・劇物取扱施設の安全化       対策内容         機関名       対策内容         都生活文化スポーツ局       ・毒物・劇物による危害未然防止         都教育庁       区         区       ・事業所防災計画の作成状況の確認、具体的対策等の指導	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
33	東京都	画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、 国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行 われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防 庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必	国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。    機関名   対策内容	【東京都】 組織改正に伴い修正
34	東京都	画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの 実現 第5節 具体的な取組 【予	守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ・ <b>都保健医療局</b> 及び区は、震災時の安全性の確保のため、危害防止		【東京都】 組織改正に伴い修正
35	東京都	画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの 実現 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	《都総務局》《都保健医療局》《都産業労働局》 ・RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の 放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議 を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等に ついて協議を行う。 ・必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するととも	RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。 《都総務局》《 <u>都福祉保健局</u> 》《都産業労働局》 ・RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議	【東京都】 組織改正に伴い修正
36	東京都	第3章 安全な都市づくりの 実現	関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的に実施す	るとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の	【東京都】 組織改正に伴い修正
37	東京都	実現	≪都保健医療局≫≪区≫ 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、 法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運 送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるととも に、関係機関との連絡通報体制を確立する。	法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
38	東京都	確保	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管 とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を進め ている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、 送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設 置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 ・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救援所や災害拠点病院 などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化完了(平成25年 度末) ・重要施設(避難所や主要な駅)への供給ルートの耐震継手化を概 成(令和4年度末) ・水道管路の耐震継手率50%(令和4年度末)	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管 とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を進め ている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、 送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設 置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 ・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救援所や災害拠点病院 などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化完了(平成25年 度末) ・水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了(平成22年3月) ・水道管路の耐震継手率45%(令和元年度末)	時点更新
	防災会議委員	確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び 応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。このため、各 道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図っ て <b>いる。</b>	1-2 道路施設 道路は、都市を支える施設であるとともに、震災時には、避難及び 応急対策を実施するうえで重要な役割を担っている。このため、各 道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化や防災施設の整備を図っ てきたところであるが、今後、さらに道路施設の安全化を推進す る。	【建設局第三建設事務所長】 「道路施設の安全化」が抽象的で分かりにくいため 削除
40	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	(1) 事業計画    横関名	(1) 事業計画    機関名	【建設局第三建設事務所長】 文意が重複しているため削除
41	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	・阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を実施している。そのほか、お客さまの安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。・災害に備之、道路構造物等について定期点検を行う。・兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。・平成28年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進している。・連路構造物、管理施設等の定期点検・災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検・お客様等の安全を確保するため、次の対策を講する。  1 遊離・誘導施設の整備 2 お客さまの対処方法についての十分な広報等	1 高架橋の安全性の強化 (1) 橋脚の耐震対策(橋脚鋼板巻き立て等の補強は平成 10 年度をもって完了) (2) 落橋防止構造、支承部(橋桁を支える台座)の一層の強化 (3) 地盤の液状化により生じる地盤流動対策の実施 2 地震が発生した時の情報収集・伝達等のシステム構築 (1) 地震計測システムの構造 (2) 通信網の整備 (3) 電力バックアップの強化  3 地震発生時の利用者の安全対策 (1) 利用者への情報伝達の充実 (2) 避難・誘導施設の整備 (3) 利用者の対処方法についての十分な広報  4 首都高速道路の構造物及び道路付属物その他の管理施設等の常時点検  5 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点 検	【首都高速道路(株)】 時点修正に伴い、記載内容を見直し
42	防災会議委員	確保	区内の橋梁は、河川に架かるもののほか、立体交差橋、横断歩道橋等を合わせ205橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋(国管理)12橋、都道橋(都管理)68、区道橋(区管理)119橋となってい	等を合わせ205橋あるが、これを管理者別にみると、国道橋(国管理)12橋、都道橋(都管理) <u>67</u> 、区道橋(区管理)119橋となっている。その他に公園橋等(都・区公園管理橋、都住宅管理橋、都下水道管理橋、区教育委員会管理橋、京王電鉄管理橋等)17橋、高速道	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
43	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	機関名 事業計画	機関名  1 駅舎 月1回の巡回及び年1回の定期点検を実施している。 2 軌道・架線 2週に1回、側線は月1回、分岐器は10日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。 3 高架橋、盛土部分高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮している。盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤(押え盛土)を設けている。 4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「鉄道構造物等設計標準耐震設計編」により、既設施設については「既設鉄道構造物等に係る耐震補強について」により対応する。	【京王電鉄(株)】 駅舎については法令で定められている2年に1回の検査点検を実施している他に、定期点検及び巡回を実施しているが、点検・巡回の時期が月1回とは限らないため
45	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施	ウ バックアップ機能の強化 震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特 に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより 一層のバックアップ機能の強化を図ることとしている。	【東京都】 東京都地域防災計画の記載に合わせるため
46	防災会議委員		(1) 施設の現況 杉並区における下水道施設は <mark>令和4年度末</mark> で、管延長が <u>826.1km</u> 、人 孔が <u>24,486か所</u> 、公共汚水桝 <u>119,201か所</u> である。これら下水道施設		【下水道局西部第一下水道事務所長】 時点更新
47	東京都	画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保	エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさらに整備する。また、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進する。	するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備をさらに整備する。また、太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュ	脱字修正
48	関係機関	ワーク及びライフライン等の 確保	(2)設備の予防強化 ・電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給 を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給する よう構成されている。 ・送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。 ・電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。	・要員の確保         ・防火、防水、救命用具の点検整備         ・非常持出品の搬出準備           ・防火扉の開閉点検         ・建物の補強           ・建物中の設備並びに資材等の補強及び損害防止         ・排水設備の点検整備           イ変電設備、配電設備         ・工事中又は仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京都地域防災計画の記載に合わせるため
49	関係機関		(1) 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設であるLNG基地が4か所、ホル ダーのある整圧所が12か所と、導管 [総延長 <mark>63,189km</mark> ] ( <mark>令和5年3</mark>		【東京ガス(株)】 時点更新

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計	(2) 施設の安全化対策	(2) 施設の安全化対策	【東京ガス(株)】
		画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	施設名  内容  2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーに緊急遮断装置を設置し、地震被害の程度などから供給停止判断を行い、速やかに導管網をブロック化する準備をしている。 (1) 尊管網ブロック化  地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化(L ブロック化)局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約300以上のブロックに分割している。なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備(地区ガバナ)には、構造物の被害との相関性の高い SI 値を計測するセンサーを設置している。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化(K ブロック化)中圧導管網の地域ブロック化(K ブロック化)表えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を25以上のブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。	施設名	時点更新
51	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	8 エネルギーの確保 (1)対策内容と役割分担  機関名 東京ガスグループ ガス事業者 ・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上 ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ・災害時における LP ガスの活用を促進	8       エネルギーの確保         (1) 対策内容と役割分担       対策内容         機関名       対策内容         東京ガス (株)       ・ガス設備の耐震化と供給継続性の向上         ・移動式ガス発生設備による臨時供給の実施       ・災害時における LP ガスの活用を促進	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
52	東京都	確保	・停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保 (ハード対策) や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組 (ソフト対策) によって、災害時でも生活継続しやすいマンション (東京とどまるマンション) の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」	≪都 <u>都市整備局</u> ≫・停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保(ハード対策)や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組(ソフト対策)によって、災害時でも生活継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)の普及を促進する。具体的には、「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」により、都のホームページ上で登録住宅の情報について公表し、東京とどまるマンションを周知するとともに、登録を促進する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
53	能登半島地震	第4章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	ア 防災拠点における多様な電力の確保・震災救援所である小中学校等39施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。なお、太陽光発電機器を設置していない震災救援所については、電力の確保のためポータブル蓄電池の配備を行う。また、今後も、区立施設の大規模改修等に合わせ、自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。	型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)を設置するとともに、約72時	
54		第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】	3 消火・救助・救急活動体制の整備 (1)対策内容と役割分担  機関名  が策内容  区 ・災害時に必要な装備・資機材等の充実強化 ・防災関係機関との救助・救急体制の整備 ・消防団、自衛消防隊等への訓練の推進 ・外国人への救急対応の充実強化	3 消火・救助・救急活動体制の整備 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容   び寒時に必要な装備・資機材等の充実強化・防災関係機関との救助・救急体制の整備   ・特別区、消防団、自衛消防隊等への訓練の推進・外国人への救急対応の充実強化	【杉並消防署長】 記載内容に誤りがあるため修正

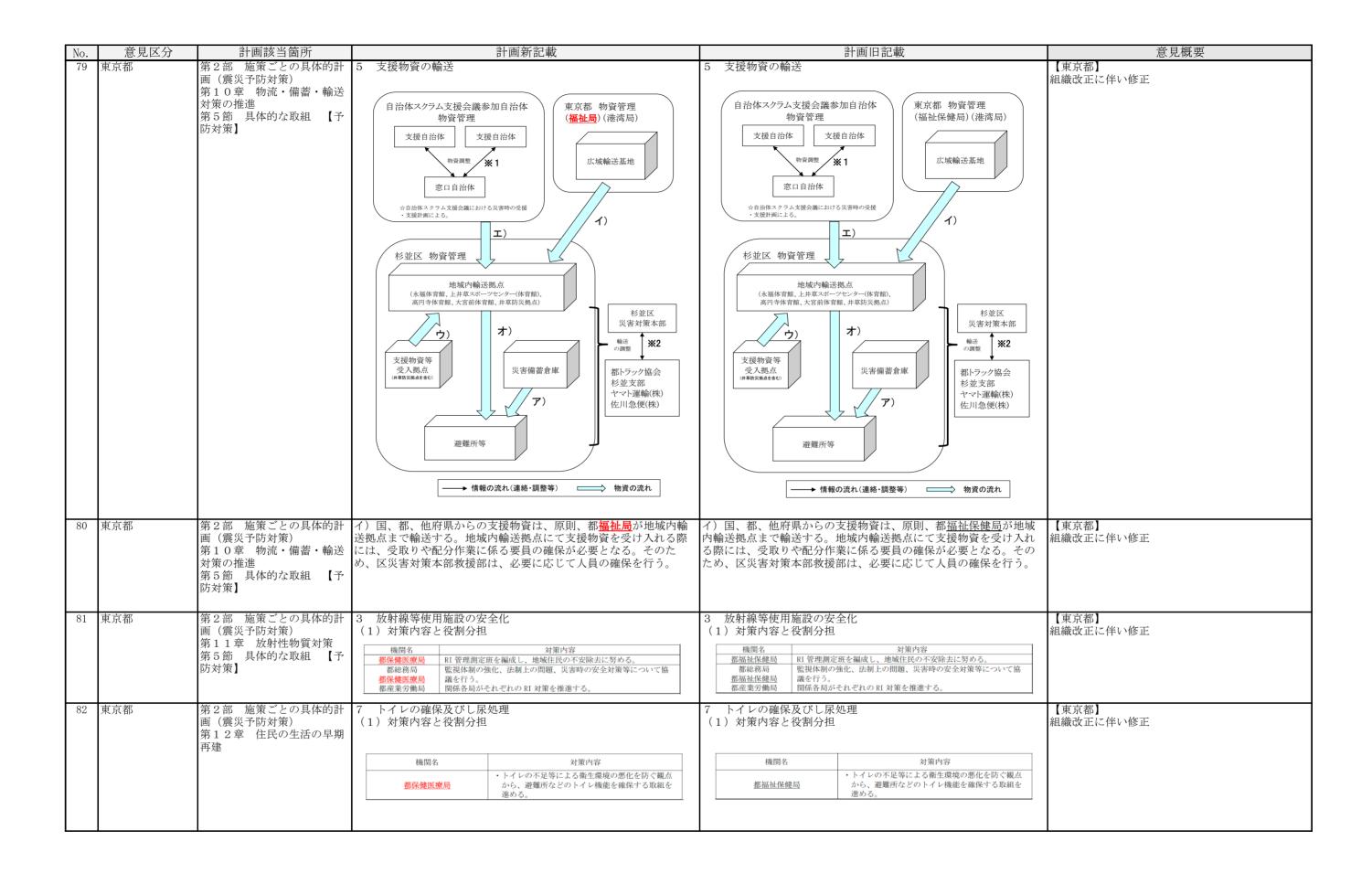
No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
55	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	≪消防署≫ ・消防署は平時の消防力を地震時においても最大限に活用するた め、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各 種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。 ・消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。 ・消防署は、災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。 ・消防署は、事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用し	≪消防署≫ ・消防署は、応急手当普及員の要請など、教育訓練の充実を図る。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
56	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	ア 他自治体との相互援助協定の締結、受援体制の構築 (ア)相互援助協定の締結 他自治体との間で、災害時に応急対策及び復旧対策に必要な物資、 資材、人員等が不足した場合、相互に援助を実施する「相互援助協 定」を締結している。【別冊・資料●●~●●】 災害時相互援助協定を締結している自治体と自治体スクラム支援会	言した。また、令和4年度に <u>は</u> 「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を締結し、災害が発生した際の相互援助の協力	【東京都】 協定締結に伴い文言を修正
57	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第1節 現在の到達状況	防災行政無線(無線放送塔127基、電光表示局3基)、区公式ホームページ、各種SNS、電話応答サービス、電話通報サービス、公開型GIS「すぎナビ」、LINEヤフー株式会社が運用する「Yahoo!防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用した情報発信、携帯電話会社の4社(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)が運用する「緊	ページ、各種SNS、電話応答サービス、電話通報サービス、公開型GIS「すぎナビ」、LINEヤフー株式会社が運用する <u>「防災情報アプリ」</u> を活用した情報発信、携帯電話会社の4社(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)が運用する「緊急速報メール(エリアメール)」等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。また、公開型GIS「すぎナビ」を活用して、防災マップ、水害ハザードマップ、河川カメラ、土のうストッカー等の	【LINEヤフー株式会社】 現在は、2アプリで発信されており、また正式な サービス名の表現とするため
58		第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第1節 現在の到達状況	区公式ホームページへのアクセスが集中することにより、閲覧に時間を要する等の問題が生じるおそれがある。区公式ホームページへのアクセス負荷の軽減を図るため、「LINEヤフー株式会社」と協定を締結し、区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載することで、閲覧できるよう整えている。【別冊・資料●●】また、「Yahoo! 防災速報」「Yahoo! JAPAN」アプリを活用して、区の避難所開設情報や避難指示等の防災に関する情報を発信し、区民等への	間を要する等の問題が生じるおそれがある。区公式ホームページへのアクセス負荷の軽減を図るため、「LINEヤフー株式会社」と協定を締結し、区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載することで、閲覧できるよう整えている。【別冊・資料●●】また、「ヤフー防災情報アプリ」を活用して、区の避難所開設情報や避難指示	【LINEヤフー株式会社】 現在は、2アプリで発信されており、また正式な サービス名の表現とするため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
59	関係機関	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 (1)対策内容と役割分担 <sup>8</sup> <b>総務省消防庁が運用する</b> 全国瞬時警報システム(J-ALERT)は気象 庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関 係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同 報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報 番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地 域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあら かじめ録音された放送内容を自動的に放送する。	1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 (1)対策内容と役割分担 <sup>8</sup> 全国瞬時警報システム(J-ALERT)は気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動させるシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体においては、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容を自動的に放送する。	【気象庁東京管区気象台】 気象庁が運用しているとの誤解が生じかねないこと から、冒頭に運用主体を記載
60	関係機関	画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	才 全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムの活用ができる体制の整備 区は、全国瞬時警報システムからの緊急情報(地震・武力攻撃など)が発信されると、区の防災行政無線放送塔から自動的に放送される設備を整えている。 ■国民保護に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	オ 全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムの活用ができる体制の整備 区は、全国瞬時警報システムからの緊急情報(地震・武力攻撃など)が発信されると、区の防災行政無線放送塔から自動的に放送される設備を整えている。 ■国民保護に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【気象庁東京管区気象台】 緊急地震情報ではなく、緊急地震速報が正しいです。2023年2月に緊急地震速報(警報)の基準に長 周期地震動階級の予測値を追加
	防災会議委員 関係機関	画(震災予防対策) 第6章 情報通信の確保 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	2 住民等への情報伝達体制の整備 (1)対策内容と役割分担    機関名	2 住民等への情報伝達体制の整備 (1)対策内容と役割分担    機関名   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   対策力パワーグリッド株式会社   東京ガス株式会社   水工東日本   ・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立   ・警報及び注意報が発令された場合には、区民に周知する。   地震に起因する水防に関する情報を得た場合には関係機関に通報するとともに、区民に周知する。	【杉並区医師会理事】
		画 (震災予防対策) 第7章 医療救護・保健等対 策 第3節 対策の方向性	(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の検討 医療依存度の高い災害時要配慮者等(人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者、好産婦等)に対する医療救護体制を構築する必要がある。	(4) 災害時要配慮者等に対する医療救護体制の検討 医療依存度の高い災害時要配慮者等(人工呼吸器使用患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等)に対する医療救護体制を構築する必要がある。	【杉並区医師会理事】 妊産婦の数的規模及び産科医療の特殊性を考慮し、 明記したほうがよいと考えるため
	東京都	画(震災予防対策) 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	1 - 3 負傷者等の搬送体制の確保	1 — 3 負傷者等の搬送体制の確保    機関名   対策内容   東京電力パワーグリッド株式会社   ・災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラ	【東京都】 組織改正に伴い修正
64	防災会議委員	画 (震災予防対策)	1-6 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 区は、在宅で人工呼吸器や酸素使用患者等に対し、発電機器・酸素 ボンベ等の貸出を支援するとともに、その他の医療が必要な患者に 対しても支援体制の整備に向けて、関係機関と検討する。	1-6 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 区は、人工透析患者、在宅人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等に 対し、酸素ボンベの貸出等の支援をするとともに、必要な支援体制 の整備に向けて、関係機関と検討する。	【杉並区医師会理事】 ①人工透析患者は酸素ボンベが必要とは限らない ②「在宅人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等に対 し~」ではわかりにくい ③酸素ボンベも重要だが電源確保のための自家発電 装置も重要と考える

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
65	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第7章 医療救護・保健等対	(1)対策内容と役割分担	3 遺体の取扱 (1)対策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
		策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	機関名	検関名 対策内容	
66	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策	1 避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む) (1)対策内容と役割分担	1 避難体制の整備(災害時要配慮者対策を含む) (1)対策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
		第5章 囲掘すり取 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	機関名 対策内容  ・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等 の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進	機関名 対策内容 ・区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画 作成等の取組を支援 ・災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体 制の構築に向けた検討 ・緊急通報システムの活用を促進	
			都保健医療局 ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療 養者等に係る市町村への情報提供	・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の 自宅療養者等に係る市町村への情報提供	
67	東京都	画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力 向上	(イ)避難場所の指定の考え方 ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1m²を確保できること。 ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所可能存在しないこと。 ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する。	(イ)避難場所の指定の考え方 ・収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間として、1人あたり1m²を確保できること。 ・震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所的部に存在しないこと。 ・避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮する計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会区域を考慮があります。 ・避難計画人口は、各避難場所の割当地区ごとに、昼間人口と夜間人口を比較して多いケースをとって算定する。 ・震災による火災時でも、主要な橋梁は人の通行も可能とする。・割当てにあたっては、避難場所所在区内の地区を優先する。・割当てにあたっては、避難場所所在区内の地区を優先する。・消防署により、指定されている避難場所の防火管理状況及び消防用設備等の維持状況について確認し、必要により行政指導を行う。・被害想定等により必要に応じて、近隣区市と協議して避難場所を近隣区市に設ける。	非公開事項のため削除
68	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	(イ)避難道路の選定の考え方 ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。	(イ)避難道路の選定の考え方 ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は7.5m以上とする。 ・避難道路は現に使用可能な道路とする。 ・避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる避難道路はできるだけ接近しないものとする。 ・同じ避難場所への避難道路は最小限とし、最遠地点からの道路は可能な限り1本にする。	【東京都】 非公開事項のため削除
69	防災会議委員	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	東京消防庁では、 <u>避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を</u> 確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽	(イ)消防水利の整備 東京消防庁では、 <u>避難場所において避難者を飛火等から防護するために必要な水量を算出し、巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を</u> 推進している。また、避難道路については、100㎡防火水槽を中心に推進している。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
70	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	3 震災救援所の指定・管理運営体制の整備等 (1)対策内容と役割分担    機関名   対策内容   対策内容   対策内容	3 震災救援所の指定・管理運営体制の整備等 (1)対策内容と役割分担    検関名   対策内容   対策内容   対策内容   が東内容   対策内容   が東内容   対策内容   ・女性・要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂や   区の震災救援所運営体制整備の支援   ・震災救援所の衛生管理対策の推進   ・飼養動物の同行避難等に関する区の受入体制等の整備支援   ・区、関係団体と協力した動物救護体制の整備   ・福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	東京都 防災会議委員 パブリックコメン ト	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策	(ウ) 震災救援所等の体制整備 ・食料及び資機材の備蓄 区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材を備蓄している。 避難所で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの(不燃性・難燃性のある製品・防炎品など)を使用するなど、適切な防火防災対策に努める。 ・プライバシー空間の確保 区は、震災時における避難者のプライバシー空間の確保のため、簡易間仕切りセットの備蓄を行う。	(ウ) 震災救援所等の体制整備 ・食料及び資機材の備蓄 区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、粉ミルク、液体ミルク、おかゆ等の備蓄を行っている。また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材(万能担架、おんぶひもなど)を備蓄している。・トイレ大学では各震災救援所に、簡易トイレ、ペール缶トイレ、洋式便器セット、マンホールトイレを備蓄している。なお、マンホールトイレについては、車いす対応として洋式オブションを備蓄しているほか、当該施設に設置されている障害者用トイレを有効利用することとしている。また、区立小中学校の改築に合わせて、学校敷地内に設置可能なマンホールトイレを整備していく。	東京都】東京都地域防災計画に合せ、避難所の災害時における要配慮者の避難を想定した、施設・設備のバリアフリー化を計画的に進めるよう文言修正 【杉並消防署長】東京都地域防災計画に準じた修正 パブリックコメント【No.1】避難者の変更間を確保する予定があるが、としない。また、今回の能野半を作ることがから様としているが、また、イールベッドをでして、一分のでは、一次でのでは、一次でのでは、一次でのでのでは、一次でのでのでは、一次でのでのでは、一次でのでのでは、一次でのでのでのでは、一次でのでのでのでのでは、一次でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの
74	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	5 車中泊       (1) 対策内容と役割分担         機関名       対策内容         区       ・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力都総務局都福祉局都保健医療局         が解けた       ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発         ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	5 車中泊 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容 区 ・車中泊者発生抑制に向けた都の普及啓発への協力   都総務局	【東京都】 組織改正に伴い修正
75	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送 対策の推進 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	機関名  ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討・食料・生活必需品の受援体制の構築・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意・家庭・地域等における備蓄促進のための広報  ・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。  都都市整備局  ・区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進する。  ・ 広域的な見地から区の備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。  都生活文化スポーツ局 都産業労働局 都中央卸売市場	機関名 対策内容  ・想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄・支援物資調達に係る災害時協定についての見直しの検討・食料・生活必需品の受援体制の構築・災害時要配慮者及び女性等様々な避難者のニーズへの留意・家庭・地域等における備蓄促進のための広報・都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。・要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築する。  都都市整備局	組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
76	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送 対策の推進 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容    ・迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・ 直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。	3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 (1)対策内容と役割分担  機関名  が迅速かつ的確に支援物資を輸送するため、直営倉庫を配置する。 ・都の備蓄物資を管理する。 ・直営倉庫及びトラックターミナル等の広域輸送基地の効率的な運営体制を構築する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
77	能登半島地震	対策の推進	オ 輸送拠点の整備 (ア)支援物資等受入拠点の選定 災害時には、道路閉塞や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが想定される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急輸送が有効と考えられる場合には、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性等を確認して使用を決定する。なお、使用決定後、区は必要な支援物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関(警視庁・倉衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全京消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全京消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全京消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全方消防庁・自衛隊)に対して出動要請を行う。また、区内に安全方護物資等の自治体内にある候補地の使用を決定する。さらに、受け入れた支援物資は、原則地域内輸送拠点を経由して震災救援所等に輸送される。	オ 輸送拠点の整備 (ア)支援物資等受入拠点の選定 災害時には、道路閉塞や交通混雑のため、陸上輸送が困難となることが想定される。このため、ヘリコプターによる支援物資や人員の 緊急輸送 <u>を考慮して</u> 、支援物資等受入拠点となりうる次のヘリコプター災害時緊急離着陸場候補地の中から、災害時には区が、安全性 等を確認して使用を決定する。なお、使用決定後、区は必要な支援 物資等を都、他府県、自治体スクラム支援会議参加自治体等に要請する。都はヘリコプター運用機関(警視庁・東京消防庁・自衛隊) に対して出動要請を行う。また、区内に安全な支援物資等受入拠点 を確保できない場合は、都が他の区市町村と調整して、他の自治体内にある候補地の使用を決定する。さらに、受け入れた支援物資 は、原則地域内輸送拠点を経由して震災救援所等に輸送される。	地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直し(通知)による修正
78	東京都	第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第10章 物流・備蓄・輸送 対策の推進 第5節 具体的な取組 【予 防対策】	(イ) 地域内輸送拠点の指定       地域内輸送拠点     杉並区永福 1-7-6       杉並区永福体育館     杉並区上井草 3-34-1       杉並区高円寺体育館     杉並区高円寺体 2-36-31       井草防災拠点     ※井草森公園を含む       杉並区大宮前体育館     杉並区南荻窪 2-1-1       ※あらかじめ指定した地域内輸送拠点を       都総務局       に報告する。	(イ) 地域内輸送拠点の指定  地域内輸送拠点  ド並区水福体育館  ド並区水福体育館  ド並区上井草スポーツセンター(体育館)  ド並区直円寺体育館  ド並区高円寺体育館  ド並区高円寺体育館  ド並区高円寺体育館  ド並区井草 4-15-18  ド並区大宮前体育館  ド並区大宮前体育館  ド並区大宮前体育館  ド並区大宮前体育館  ボ並区南荻窪 2-1-1	【東京都】 組織改正に伴い修正



## 意見に対する杉並区地域防災計画(令和6年修正)の修正箇所一覧 震災編【応急・復旧対策】

			TO PERSONAL COMPONENTS	)の修止固所一見 莀災編【心忌・復じ	
No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
1	防災会議委員	画(応急・復旧計画) 第1章 区民と地域の防災力 向上 第1節 具体的な取組 【応	4 消防団による応急対策の実施 ・所轄消防署(所)の消火活動等の <mark>応援</mark> をするとともに、活動障害 を排除する等の活動を行う。 ・ <u>避難のための指示</u> が出された場合は、これを地域住民に伝達する と同時に、関係機関と連携し、地域住民の避難誘導、避難者の安全 確保及び避難場所の防護活動を行う。	4 消防団による応急対策の実施 ・所轄消防署(所)の消火活動等の支援をするとともに、活動障害 を排除する等の活動を行う。 ・高齢者等避難、避難指示(以下、「避難指示等」という。)が出 された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連 携し、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護 活動を行う。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
2	防災会議委員	画(応急・復旧計画) 第1章 区民と地域の防災力 向上 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	5 事業所による応急対策の実施 事業者は発災後、以下の応急対策を順に実施する。 ①来訪者や従業員等の安全を確保し、救出活動、救護活動を行う。 ②出火防止措置を実施する。 ③正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。 ④施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。 ⑤事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。 ⑥火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。 ⑦応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	5 事業所による応急対策の実施 事業者は発災後、以下の応急対策を順に実施する。 ①来訪者や従業員等の安全を確保し、救出活動、救護活動を行う。 ②出火防止措置を実施する。 ③正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。 ④施設の安全を確認したうえで、従業員の一斉帰宅を抑制する。 ⑤事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出活動を実施する。 ⑥火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。 ⑦応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
3	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第2章 安全な都市づくりの 実現 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	ウ 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上 ≪消防署≫ ・消防団の応急救護資機材の整備を行うとともに、応急手当普及員 の要請等、教育訓練の充実を図る。 ・災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える 能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。 ・事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行 うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的と した訓練の実施を推進する。	ウ 消防団、事業所の救出・救護活動能力の向上 ≪消防署≫ ・特別区消防団の応急救護資機材の整備を行うとともに、応急手当 普及員の要請等、教育訓練の充実を図る。 ・災害時に、消防団、区民及び事業所が、適切な応急手当を行える 能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。 ・事業所の実態に応じた、組織、資機材を有効に活用した活動を行 うため、自衛消防隊、その他の従業員等の活動技術の向上を目的と した訓練の実施を推進する。	【杉並消防署長】 記載内容に誤りがあるため修正
4	東京都	第2章 安全な都市づくりの 実現	ア 社会公共施設等の応急危険度判定	(2) 取組内容 ア 社会公共施設等の応急危険度判定 (ア) 都立及び区立の公共建築物が被災した場合 《都》《区》 その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度 判定を実施する。	【東京都】 東京都地域防災計画と整合を合わせるため
5	防災会議委員	第2章 安全な都市づくりの 実現 第1節 具体的な取組 【応	(4) 石油類等危険物保管施設の応急措置 消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱 者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ず るよう指導する。また、これら施設に対する災害応急対策は、「第4 章1節 具体的な取組【応急対策】2 消火・救助・救急活動」により 対処する。	険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これら施設に 対する災害応急対策は、「第4章1節 具体的な取組【応急対策】2	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
6	東京都	実現 第1節 具体的な取組 【応	(7) 毒物、劇物取扱施設の応急措置 《都保健医療局》 毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導するとともに緊急の指示を発する。 ・毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ・危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ずる。 ・防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収集・伝達に努める。	(7) 毒物、劇物取扱施設の応急措置 《 <u>都福祉保健局</u> 》 毒物、劇物輸入・製造業者等に対し、次の各項の実施について指導 するとともに緊急の指示を発する。 ・毒・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を 防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ・危険区域の指示を行うとともに、毒・劇物取扱事業者に対し中和 剤等による除毒作業を指示し、周辺住民に対する安全措置を講ず る。 ・防災関係機関との連絡を密にし、毒・劇物にかかる被災情報の収 集・伝達に努める。	【東京都】 組織改正に伴い修正
7	関係機関	画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保	《首都高速道路》《中日本高速道路》 (1)災害時における体制 地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、警戒体制、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。	≪首都高速道路≫≪中日本高速道路≫ (1)災害時における体制 地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。	【首都高速道路(株)】 「警戒体制」を追加

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
8	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保		<ul><li>≪東京国道事務所≫</li><li>国道20号の道路・橋梁については、東京国道事務所の災害応急対策業務協定業者等と連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の</li></ul>	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正
9	関係機関	画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット	《国土交通省(関東地方整備局)、都≫ 国土交通大臣は、都道、区道に関して、道路管理者(都、区等)に 対し、上記(1)の措置について指示することができる。また、都 知事は、区道に関して、道路管理者(区)に対し、上記(1)の措 置について指示することができる。	<del>備局、</del> 都、区等)に対し、上記(1)の措置について指示すること	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正
10	東京都	画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保	1-12 緊急通行車両等の事前届出 災害応急対策等を実施する計画がある指定行政機関等の車両について、指定行政機関からの申請に基づき、事前に標章及び緊急通行 (輸送)車両確認証明書を交付する。 (1)申請先 対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署 (2)災害発生後の手続等 ア 緊急通行(輸送)車両確認申出済みの車両 標章を車両に掲示し、緊急交通路を通行する。 イ 緊急通行(輸送)車両確認申出書」を記 超出済証を提示のうえ、「緊急通行(輸送)車両確認申出書」を記 載させ、緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書を交付する。 ウ 緊急通行(輸送)車両の確認申出等の交付を受けていない車両 緊急通行(輸送)車両の確認申出等の交付を受けていない車両 緊急通行(輸送)車両の確認申出等の交付を受けていない車両 緊急通行(輸送)車両の確認申出等の交付を受けていない車両	1-12 緊急通行車両等の事前届出事前届出制度は、災害発生時に災害応急対策等を実施するため運転する計画がある車両について、事前に届出を行い、緊急通行車両等であることの審査を済ませておくことにより、災害発生時における確認事務の省力化、効率化を図ろうとするものである。 (1)申請先対象となる車両の使用の本拠地を管轄する警察署(2)届出済証の交付申請された事前届出書は、要件に該当した場合には届出済証として申請者に交付される。届出済証は色分けにより2種類に分けられている。    (※)	【東京都】 令和5年政令第180号により、事前届出済み証の新規 受付が停止、発災前から標章等が交付されることから、警察の新規要領に則り修正する必要があるため
11	関係機関	確保	災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときには、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。 ただし第一線機関の長は、本社本部の指示にかかわらず、必要に応	(1) 災害時の活動態勢 災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときには、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本社本部の指示にかかわらず、必要に応じて非常態勢を発することができる。なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。 (ア) 非常態勢の発令  #常態勢の情勢 非常態勢の区分 ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 災害が発生した場合 ・ 大規模な災害が発生した場合	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
12	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(2) 応急措置 イ 資材・輸送等 ・工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。 ・資材は、在庫品を常に把握し、資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。	(2) 応急措置 イ 資材・輸送等 ・工具は、手持ち分の整備並びに社内各機関との融通等により確保する。 ・資材は、在庫品を常に把握し、 <del>必要な場合には請負業者から調達するため、業者の在庫状況も把握しておく。</del> ・資材等の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両により行うが、輸送力が不足する場合には、他の業者等からの調達も対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
13	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	イ 復旧順位 各設備の復旧準備は、原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。 (ア)送電設備 ・全回線送電不能の主要線路 ・全回線送電不能のその他の線路 ・一部回線送電不能の主要線路 ・一部回線送電不能のその他の線路 ・一部回線送電不能の主要線路 ・一部回線送電不能のその他の線路 ・主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ・重要施設に配電する中間配電用変電所 (ウ)配電設備 ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線 (エ)通信設備 ・給電指令回線(制御・監視および保護回線) ・災害復旧に使用 する保安回線 ・その他保安回線	イ 復旧順位 各設備の復旧準備は、原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。 (ア)変電設備 ・主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 →都心部に配電する送電系統の中間変電所 ・重要施設に配電する配電用変電所 (イ)配電設備 ・病院、交通、通信、情報機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ・その他の回線	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
14	関係機関	第3章 安全な交通ネット	ア 広報活動 (ア) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火 災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活	と。 ・その他事故防止のため留意すべき事項。 (イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 (ウ) 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間の停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。 イ 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行う	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
15	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全なフライン等の アーク及びライフライン等の 確保 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(1) 災害時の活動体勢 イ 震災時の非常体制  「体制区分 災害の具体的な状況・被災の程度 本部長 第0 次非常体制 ・ 護度5 頭の地震が発生した場合、その他必要な場合・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合・ 地震警院宣言等(東海地震予知情報、南海トラフ地震 室和と場合。・ 当社の事業運営に大きいな影響を及ぼす非常事態が発生した場合・ 連度5 弱・震度5 強以上の地震が発生した場合・ 連度5 弱・震度5 強以上の地震が発生した場合・ 連度5 弱・震度5 弱・震度5 強以上の地震が発生した場合・ 連度5 弱・震度5 弱・震度5 強以上の地震が発生した場合・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、また は予想される場合・ 1 他然災害以上の地震が発生した場合・ 連度5 弱・震度5 強以上の地震が発生した場合・ 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、また は予想される場合・ 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態 が発生した場合、 スは発生が予想される場合	6 - 4 東京ガス (1) 災害時の活動体勢 イ 震災時の非常体制    体制区分	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため 組織体制を令和5年4月改定 10月1日付組織変更に伴い本部長名変更
16	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	7 エネルギーの確保 (1)対策内容と役割分担    機関名   対策内容   対策内容   対策内容   ・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用   ・重要な施設への燃料油の優先供給   東京ガスグループ   ・移動式ガス発生設備による臨時供給   ・避難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・避難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・ 選難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・ 選難所等への LP ガス 供給 (再掲)   ・ 選難所等への LP ガス と が と 一般 社団 法 人東京都 LP ガス 協会 が 協力 し、避難所等に LP ガス を 救援物資 と して 供給するよう努める。	7 エネルギーの確保 (1)対策内容と役割分担    機関名   対策内容   ・非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用。 ・重要な施設への燃料油の優先供給   ・重要な施設への燃料油の優先供給   ・運難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・運難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・運難所等への LP ガス供給 (再掲)   ・運難所等への LP ガス 機能 (再掲)   ・運難所等への LP ガス を 教援物資として供給するよう努める。	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
17	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	1 道路・橋梁         (1) 対策内容と役割分担         機関名       対策内容         都建設局       ・道路の被災個所で、被害がある箇所の復旧・都道上の障害物除去性業の実施         関東地方整備局       ・国道上の障害物の除去及び被災箇所の応急復旧等を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。         区       ・区道上の障害物除去及び応急復旧の実施         東日本高速道路       ・速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施         市都高速道路       ・現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。	1 道路・橋梁 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容   対策内容   対策内容   対策内容   が表している場合を確認   が表している場合を確認   が表している場合を確保   である。   である。	【関東地方整備局東京国道事務所】 内容精査による修正のため 【首都高速道路(株)】 同ページの「(2)取組内容」の記載に合うよう修正
	東京都防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネット ワーク及びライフライン等の 確保 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	4 水道 (2)取組内容 ≪都水道局≫	4 水道 (2) 取組内容 ≪都水道局≫ <del>・都水道局では、必要に応じて区へ技術支援を実施する。</del>	【東京都】 都の地域防災計画P256で「都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。」とあるが、区への技術支援については、記載はないため
19	関係機関		6 電気・ガス・通信等 6-1 東京電力 6-2 東京ガス <mark>グループ</mark>	6 電気・ガス・通信等 6-1 東京電力 ・島しよ地域における復旧活動は、大島・八丈島を拠点に実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し、応急復旧にあたる。 ・島しよ地域の復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。 6-2 東京ガス	【東京電力パワーグリッド(株)】 島しょ地域は杉並区への関連性がないため削除 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
20	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化		(2) 取組内容 ア 非常配備態勢の実施 (ア) 非常配備態勢の種別 非常配備態勢の種別については、次のとおりとする。なお、この態 勢は、平日・休日・夜間を問わず、同態勢とする。また、東京都23 区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、被害の全 容把握を待つことなく、 <del>首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づいて、</del> 非常配備態勢下において災害対策本部 業務を開始する。 ※杉並区業務継続計画及び杉並区災害時受援・支援計画の発動基準  #常配備態勢の種別 (1) 情報収集態勢 ① 東京23区(杉並区を除く)及び多 摩東部で震度5弱以上の地震が発生したとき ② その他の災害(地震以外の大火 災、爆発事故、鉄道事故など)に 対処する必要があると区長が認めたとき ② 災害即応態勢では対応できない 災害が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない 災害が発生したとき ② 災害即応態勢では対応できない 災害が発生したとき ③ 被害拡大等により災害即応態勢では対応できない 状況になったと  震災教授所の開設を始め、必要に応じて教護・教授活動又はその準備を行う。	【気象庁東京管区気象台】 非常配備態勢の表の時期欄に南海トラフ地震臨時情報発表を明記する必要があるため
21	関係機関	携体制の強化	(エ)防災センターの整備 災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中枢指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中枢指令機能を支援するAV(音響・映像等)機器、地震計等を整備し活用を図る。  AV(音響・映像等) 大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。  DEMO	(エ)防災センターの整備 災害から住民の生命・財産を守るためには、災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するための防災活動の中枢指令拠点となる杉並区災害対策本部の機能を強化する必要がある。そのため、区庁舎内に防災センターを設置し、中枢指令機能を支援するAV(音響・映像等)機器、地震計等を整備し活用を図る。  AV (音響・映像等)機器、地震計等を整備し活用を図る。  AV (音響・映像等)機器、地震計等を整備し活用を図る。  AV (音響・映像等)機器 大型プロジェクタースクリーン等、各種情報の収集・処理のための機器を設置している。  地震発生時の杉並区内の震度に関する情報は、気象庁が区庁舎敷地内(杉並区阿佐谷南1-15-1)に設置した地震計(中棟北東角地上部)を設置及び、東京消防庁が設置している東京消防庁救産消防署(杉並区橋井 3-4-1)、同杉並消防署高井戸出張所(杉並区高井戸東 3-32-2)の3か所の震度計で観測した震度のうち最も強い震度を区が対応すべき地震震度の基準として活用する。	【気象庁東京管区気象台】 適切な表現に変更
22	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動 <mark>体制</mark> を確立する。	ア 震災署隊本部の設置 消防署は、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時災害に対応できる体制を確保している。地震発生時には、これらの機能を強化し、震災消防活動 <u>能勢</u> を確立する。 イ 配備動員態勢 (ウ)非常招集 震災第一非常配備態勢を発令したときは <del>発令時に勤務している職員及び</del> 所要の職員、震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。ウ 消防活動 (イ)情報収集 ・署隊本部、方面本部、警防本部等は所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防へリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ・防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正及び記載内容に誤りがあるため修正

No.	意見区分	計画該当箇所		計画新記載			計画旧記載	意見概要
23	東京都	第1部 施策ごとの具体的計	(ウ)消防団の活		(	ウ)消防団		【杉並消防署長】
	防災会議委員	画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連	活動種別	内容		活動種別		東京都地域防災計画に準じた修正、災害時支援ボランティアの活動内容の変更に伴う修正
		携体制の強化	出火防止	発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火を呼びかけ る。		出火防』	る。	マティアの伯勒四谷の友父に仕了修正
		第1節 具体的な取組 【応 急対策】	消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化 し、分団受持区域内の建物の消火活動及び避難道路防護を、消防団 独自に、又は所轄消防署(所)及び防災市民組織等と協力して行う。		消火活動	して行う。	
			消防署隊への応援	所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。		消防署隊への	の応援 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害物の排除等の活動を行う。	
			情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況 の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達す る。		情報収集活	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況 の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達す る。	
			救出・救護	救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うと同 時に、負傷者に対する応急措置や安全な場所への搬送を行う。		救出・救	機 教助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとと もに、負傷者に対する応急処置や安全な場所への搬送を行う。	
			避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に 関係機関と連絡をとりながら、 <u>地域住民の避難誘導、</u> 避難者の安全 確保と避難場所の防護活動を行う。		避難場所の関	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに 関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護 活動を行う。	
			東京消防庁災害時 防署及び荻窪消防 り。	・災害時支援ボランティアの活動 支援ボランティアの具体的な活動内容は、杉並消 等者が行う応急活動・復旧活動の範囲内で次のとお ・後方支援活動 ・消防用設備等の機能確保 安全確保支援 ・火災調査支援	東消防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	京消防庁災 <del>防ボランデ</del> 署が行う応 <del>応急救護</del> 活 <del>救助・救</del> 出	解防庁災害時支援ボランティアの活動 (書時支援ボランティア <del>(杉並消防ボランティア・荻窪</del> (イア <del>)</del> の具体的な活動内容は、杉並消防署及び荻窪消 (急活動・復旧活動の範囲内で次のとおり。 (事動・災害情報提供活動・消火活動の支援 (活動の支援・消防用設備等の機能確保支援・危 の安全確保支援・火災調査支援	
	東京都	第1部 施策ごとの具体的計	(1) 取組内容		(	1) 取組内	]容	【東京都】
	防災会議委員 関係機関	画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保	区分	内容		区分	内容	文言修正
		第1節 具体的な取組 【応 急対策】	の事	広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次 頃を重点として、適時活発な広報活動をする。 ) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の			1 広報活動 災害時において災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次 の事項を重点として、適時活発な広報活動をする。 (1) 出火の防止、初期消火、救出救護及び災害時要配慮者への支援の	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
			消 防 署	) 火災及び水災に関する情報 ) 避難指示等に関する情報 ) その他都民が必要としている情報		消防署	呼びかけ (2) 火災等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 都民の安心を図るための情報	【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため
			(1) (2) (3)	広報手段 ) 消防車両等の拡声装置等 ) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ) ホームページ・SNS・消防アブリ等を活用した情報提供 ) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介			2 広報手段 (1) 広報車、車載拡声器、メガホンあるいはロ頭、掲示等により時宣に 応じた広報活動 (2) 消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) ホームページ・SNS・消防アブリ等を活用した情報提供	【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため
			1 )	の情報提供 広報内容 地震発生直後の広報 水道局施設の稼働状況			1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道局施設の稼働状況 イ 浄水場、給水所等における飲料水確保状況	【首都高速道路(株)】 記載内容を見直し
			ウル	浄水場、給水所等における飲料水確保状況 応急対策の基本方針 その他住民等への協力要請			ウ 応急対策の基本方針 エ 水道局活動状況の現況	
			(2) J	応急対策活動開始時の広報 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み			オー SNS による住民等への情報提供依頼 カー その他住民等への協力要請 (2) 応急対策活動開始時の広報	
			ウリ	復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施			ア 水道局施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の開始状況及び復旧の作業方針	
				その他住民等への協力要請			ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施 状況	
			局ア	応急対策の進ちょくに伴う広報 水道局施設の被害詳報及び復旧見込み		都水	エ その他住民等への協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報(応急対策会議終了ごとに実施)	
			ウ	前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 当日の復旧活動の概要		道局	ア 水道局施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域	
			オ・	水質についての注意 その他住民等への協力要請			本生の復旧活動の概要     本生の復旧活動の概要     本質悪化等による飲料不可の地域	
			(1)	広報手段 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機			オ 水質についての注意 カ その他住民等への協力要請	
			(2)	の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNS を活用して行う。 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声器付き自動			ケー 復旧作業の実施方針 クー 広急給水の実施方針及び給水拠点の周知	
				による路上広報を実施する。区の協力を得て、区の防災行政無線に り実施する。			か 給水拠点の混雑状況、変更等の紹介 2 広報手段	
							(1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNS を活用して行う。	
							(2) 水道局総務班広報担当(サービス推進部広報サービス課)との調整 に基づき、所管区域にかかわる情報を主体とした広報を、庁舎の玄関等	
							における掲出、区への情報提供等の方法で行う。	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
24	東京都防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)	(1) 取組内容	(1) 取組内容	【東京都】 文言修正
	関係機関	関 5章 情報通信の確保第1節 具体的な取組 【応急対策】	区分 内容  お客様に対する広報  1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及 水濁電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。 また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模な地震の発生に 備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断月託・無防工事をしないこと。 (2) 電柱の関域折損、電線の防機垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東 京電力の事業所に過剰すること。 (3) 防線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない こと。 (5) 満電による事故を防ぐための濃電底断器の取付を推進する。 (6) 大規模地展内の電気火災の発生抑止のため、感震プレーカーを取付すること、 および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 歴外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず図ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス濁れや器具の安全を確認するとと。 (9) その他事故防止のために関する事項 万一に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。  1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し 2 広報手段 ススの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し 3 広報活動 N断 及び民飲各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターの保婦方法、ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通 1 広報活動 N断 及び民飲各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。  1 広報活動 N断 及び民飲各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。  1 広報活動 (1) 数害の場所、交通規制状況等のよりに対するとの道路交通情報 (2) 道路の過行危険関所、交通規制状況の等のよりに対するとい道路交通情報 (2) 道路の過行危険関所、交通規制が兄あるいは迂回路などの道路交通情報 (2) 道路高ホームページ	区分 内容  お客さまに対する広報  1 電気事故防止に関する事項 非常災害の発生が予想されるとき、又は非常災害が発生したときは、感電事故及 び漏電による出火等の防止に関する広報を、広報車等により直接当該地域に行う。 また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規様な地震の発生に備 えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。 具体的内容は次による。 (1) 無断昇生をしないこと。 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東 京電力の事業所に通報すること。 (3) 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない こと。 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のために留意すべき事項  夕 停電に備えた自衛手段に関する事項 万一に備え、懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し点検しておくこと。  1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、マイコンメーター復帰方法、ガ スの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し 東京ガ ス 3 広報手段 ス 3 広報手段 ス 3 広報手段 ス 3 広報手段 ス 4 公報活動 N版 及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震 発生時に放送を依頼し、マイコンメーター後帰方法の映像」を配布している。大地震 発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、 ご自身で復帰できる様に、手順をご案内する。 1 広報活動 1 広急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (2) 交通規制状況 (3) 運動方法 建道 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備 (標識、情報板、料金所看板等) (2) 首都高ホームページ	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正 【東京電力パワーグリッド(株)】 東京電力グループ防災業務計画の記載に合わせるため 【東京ガス(株)】 東京ガスグループで取り組むため 【首都高速道路(株)】 記載内容を見直し
25	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	≪消防署≫ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応	(2) 取組内容 《消防署》 <del>災害鎮圧後、消防署と消防出張所等のうち、</del> 災害の規模に応じて必 要な場所で各種相談等に応じる。	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
26	東京都	策	(1) 搬送体制 原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区で対応し、医	1-4 搬送体制 (1)搬送体制 原則として、被災現場から緊急医療救護所等までは区で対応し、医療機関又は緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区が東京消防庁等の関係機関と連携して対応する。 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMAT等の医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、区が都福祉保健局と連携して調達する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
27	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(3) 取組内容 ア 保健活動 ・ <mark>都保健医療局</mark> と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他 道府県市等に保健活動班の派遣を要請する。	(3) 取組内容 ア 保健活動 ・ <u>都福祉保健局</u> と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他 道府県市等に保健活動班の派遣を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
28	東京都	策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。 【別冊・資料●●~●●】 区で医薬品等の調達が困難な場合、 <mark>都保健医療局</mark> に医薬品等の調達 を要請する。 (3)輸血用血液製剤の供給 医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は <mark>都</mark> 保健医療局 に供給を要請する。 都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供 給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部(東京	2 医薬品・医療資器材の供給 (2) 医薬品・医療資器材の供給 また、発災後の医薬品等の円滑な調達を図るため、区災害薬事センターを設置するとともに、医薬品等が不足する場合には、区との協定に基づき医薬品卸売販売会社7社に医薬品等の供給を要請する。 【別冊・資料●●~●●】 区で医薬品等の調達が困難な場合、 <u>都福祉保健局</u> に医薬品等の調達を要請する。 (3) 輸血用血液製剤の供給 医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は <u>都福祉保健局</u> に供給を要請する。 都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部(東京都赤十字血液センター)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正
29	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	対策内容と役割分担	大策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
30	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	4-5 検視・検案 (1)対策内容と役割分担    機関名   活動内容     ・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請	4-5 検視・検案 (1)対策内容と役割分担  機関名  ・知事が監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を実施・検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を実施・検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請	【東京都】 組織改正に伴い修正
31	東京都	画(応急・復旧計画) 第6章 医療救護・保健等対 策	2 防疫体制の確立 (1)対策内容と役割分担 ・被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は地区医師会に協力を要請する。	2 防疫体制の確立 (1)対策内容と役割分担 ・被災戸数及び防疫活動の実施について、 <u>都福祉保健局</u> に対し、迅速に連絡する。 ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないと認める場合 は、 <u>都福祉保健局</u> 又は地区医師会に協力を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
32	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第6章 医療救護・保健等対策 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や、 勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合など、 <mark>都保健医療局</mark> と 都保健所、杉並保健所は連携して、受入先医療機関の確保及び移	イ 感染症対策 ・一類・二類感染症等入院対応が必要な感染症が発生した場合や、勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合など、 <u>都福祉保健局</u> と都保健所、杉並保健所は連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ・ <u>都福祉保健局</u> 及び杉並保健所は、被災地や震災救援所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ・ <u>都福祉保健局</u> は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正

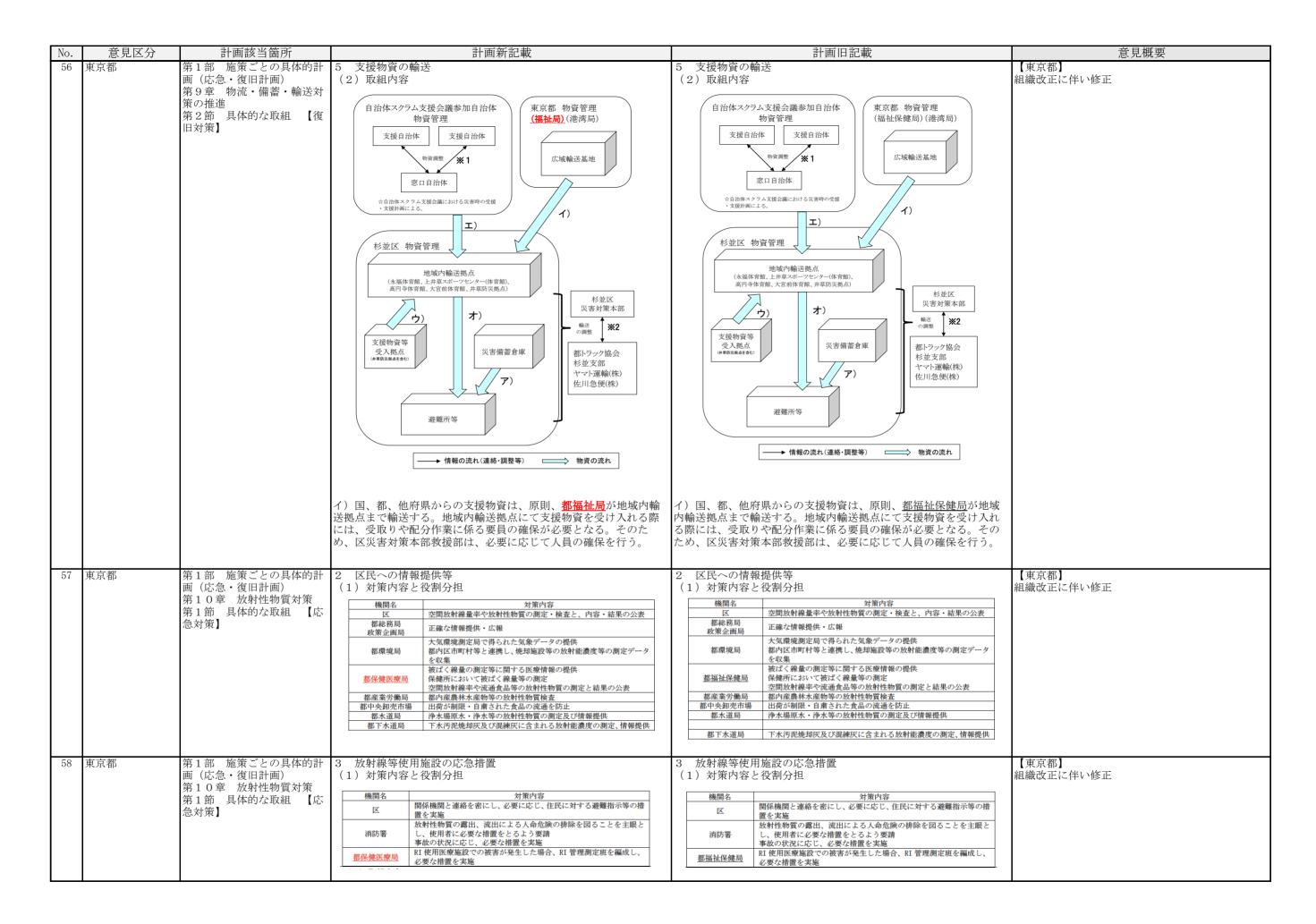
No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
33	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)	3 火葬 (1)対策内容と役割分担	3 火葬 (1)対策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
		第6章 医療救護・保健等対			和和以上でけて、110日
		策 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	機関名 ・広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ・区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ・対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請・各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼・火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請・遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請	機関名 ・広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備・区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定。速やかに区及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知・対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請・各火葬場の受入可能数に応じ、各区に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼・火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請・遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について関係機関等へ協力要請	
34	東京都	第1部 施策ごとの具体的計 画(応急・復旧計画)	1 避難誘導 (1)対策内容と役割分担	1 避難誘導 (1)対策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
		第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応	機関名	機関名	
		急対策】	・避難指示等の発令 ・関係機関と連携した避難誘導 ・要配慮者に関する情報収集、安否確認 ・警戒区域の設定	<ul> <li>避難指示等の発令</li> <li>関係機関と連携した避難誘導</li> <li>要配慮者に関する情報収集、安否確認</li> <li>警戒区域の設定</li> </ul>	
			・災害対策基本法に規定する知事の役割 (応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」)     ・区からの要請に関する都関係各局との連絡調整     ・避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言	・災害対策基本法に規定する知事の役割 (応急措置、区の代行「避難指示、応急措置」) ・区からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ・避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言	
			都福祉局         ・要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整           都関係各局         ・区からの要請対応	新福祉保健局	
			************************************		
35	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計	(イ)避難指示等の発令	(イ) 避難指示等の発令	【杉並消防署長】
		画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	機関名 内容  ・災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ・人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 ・消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。	機関名  ・災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ・人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報 ・避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 ・消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に対する危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に対して退去、出入禁止又は出入制限を行うとともに、直ちに区長に通報する。 ・避難指示等が発うされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報事等により避難指示等の伝達を行う。 ・避難指示等が強された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。	避難誘導記載事項と重複のため削除
36	防災会議委員	第1部 施策ごとの具体的計	(ア) 震災時の避難誘導	(ア) 震災時の避難誘導	【杉並消防署長】
		画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	機関名  ・消防署は、避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を区長、警察署等関係機関に通報する。 - 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 - 避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導にあたる。 - 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は避難場所、避難道路の安全確保に努める。	内容	東京都地域防災計画に準じた修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
37	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営 (1)対策内容と役割分担    検閲名	2 女性等に配慮した震災救援所等の開設・管理運営 (1)対策内容と役割分担    機関名	組織改正に伴い修正
38	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(2) 取組内容 ア 震災救援所の開設 (ア) 開設 ・震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局 が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設 置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設 されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。	(2) 取組内容 ア 震災救援所の開設 (ア) 開設 ・震災救援所の開設場所は上記によるが、場合によっては都財務局 が調達する資材により一時的に被災者を受け入れる施設を野外に設 置する。この場合、野外受入施設の設置期間は、震災救援所が開設 されるまでの間又は応急仮設住宅が <u>開設</u> されるまでの間とする。	【東京都】 最新の災害救助法に合わせるため
39	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(ウ) 開設時期及び期間 ・震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに <mark>都福祉局</mark> 及び 警察署、消防署等関係機関に連絡する。	(ウ) 開設時期及び期間 ・震災救援所を開設したときは、開設状況を速やかに <u>都福祉保健局</u> 及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
40	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	イ 第二次救援所の開設及び運営 原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものと するが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、震災救援所で の生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救 援・救護を行うものとする。 区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災 救援所のほか、 <mark>都福祉局</mark> 及び警察署、消防署等関係機関に連絡す る。	イ 第二次救援所の開設及び運営 原則として、被災した区民の救援・救護は震災救援所で行うものと するが、高齢者、障害者等の災害時要配慮者のうち、震災救援所で の生活が極めて困難な者について、区が第二次救援所を開設して救 援・救護を行うものとする。 区長は第二次救援所を開設したときは、開設状況を速やかに各震災 救援所のほか、 <u>都福祉保健局</u> 及び警察署、消防署等関係機関に連絡 する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
41	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応 (1)対策内容と役割分担  機関名  ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 (エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等) ・車中泊者等生抑制に向けた普及啓発 都本部 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援(再掲) ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等の情報収集(区市町村)・避難所管理運営に関する支援(再掲) ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発	3 車中泊や臨時的に発生した避難所の対応 (1)対策内容と役割分担  機関名  ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発への協力 ・車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ・避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 (エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等) ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 都本部 ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・必要な避難所確保のための区市町村支援(再掲) ・車中泊者等の情報収集(区市町村) ・避難所管理運営に関する支援(再掲) ・遊難所管理運営に関する支援(再掲) ・登察署 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【東京都】 組織改正に伴い修正
42	東京都		(イ) 車中泊者等の状況把握及び <mark>都福祉局</mark> への報告 区は、駐車スペースのある公園等を巡回し、車中泊等避難所に滞在 することができないと判断した避難者に係る情報の早期把握に努 め、 <u>都福祉局</u> に報告する。また、車中泊の避難者を確認した場合、 対象の避難者の情報を災害対策本部に伝達する。	(イ)車中泊者等の状況把握及び <u>都福祉保健局</u> への報告 区は、駐車スペースのある公園等を巡回し、車中泊等避難所に滞在 することができないと判断した避難者に係る情報の早期把握に努 め、 <u>都福祉保健局</u> に報告する。また、車中泊の避難者を確認した場 合、対象の避難者の情報を災害対策本部に伝達する。	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
43	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策	5 動物救護 (1)対策内容と役割分担	5 動物救護 (1)対策内容と役割分担	【東京都】 組織改正に伴い修正
		第1節 具体的な取組 【応 急対策】	機関名 対策内容     ・同行避難動物の飼養場所等の確保     ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供     ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等     ・被災動物の保護     ・関係団体等との連絡調整	機関名 対策内容     ・同行避難動物の飼養場所等の確保     ・震災救援所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供     ・震災救援所等における動物の適正飼養の指導等     ・被災動物の保護     ・関係団体等との連絡調整	
			###	# 相	
44	東京都	画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	6 被災者の他地区への移送 (1)対策内容と役割分担    機関名   対策内容   対策内容   (被災地側) ・他区市町村への避難についての調整   ・移送について知事 (都福祉局) に要請   ・移送について知事 (都福祉局) に要請   ・移送後の震災救援所運営へ積極的な協力 (受入側) ・受入態勢を整備   ・移送後の震災救援所運営の協力   ・ 被災者の移送先の決定   都福祉   ・ 移送先の区市町村との調整   ・ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保   ・ を変えるの移送方法を決定、移送手段の確保   ・ と市町村による災害時要配慮者等の移送支援   都本部   ・都県境を越える避難についての調整	6 被災者の他地区への移送 (1)対策内容と役割分担    機関名	【東京都】 組織改正に伴い修正
45	東京都	第1節 具体的な取組 【応 急対策】	協議した場合、その旨を都知事に報告する。 ・被災者の移送方法については、 <mark>都福祉局</mark> が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都本部が調達するバス等を中心に、都交通	(3)取組内容 ・区長は、震災救援所に被災者を受け入れることができないときは、被災者の他地区(非被災地もしくは小被災地又は隣接県)への移送について、都知事( <u>都福祉保健局</u> )及び災害時協定締結区市町村等へ要請する。なお、災害時協定締結区市町村等と受入れについての協議した場合、その旨を都知事に報告する。 ・被災者の移送方法については、 <u>都福祉保健局</u> が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都本部が調達するバス等を中心に、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。	【東京都】 組織改正に伴い修正
46	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	1 備蓄物資の供給         (1) 対策内容と役割分担         機関名       対策内容         区       ・備蓄物資を被災者へ配布、貸与         都福祉局       ・都備蓄物資を区市町村へ放出	1 備蓄物資の供給 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容   対策内容   以	【東京都】 組織改正に伴い修正
47	東京都	策の推進	(3) 取組内容 ア 備蓄食料の配布 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、 <mark>都福祉局長</mark> の承認を受け てから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等に より、 <mark>都福祉局</mark> に備蓄物資の放出を要請する。	(3) 取組内容 ア 備蓄食料の配布 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、 <u>都福祉保健局長</u> の承認を 受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等に より、 <u>都福祉保健局</u> に備蓄物資の放出を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
48	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	生活必需品等の被災者への配布は、食料配布の例により震災救援所において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、 <mark>都福祉局長</mark> の承認を受け	イ 生活必需品の配布 生活必需品等の被災者への配布は、食料配布の例により震災救援所 において実施するが、次の点に留意して配布するものとする。 ・都が区に事前措置している備蓄物資は、 <u>都福祉保健局長</u> の承認を 受けてから給・貸与する。 ・必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等に より、 <u>都福祉保健局</u> に備蓄物資の放出を要請する。	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
49	東京都		(イ) 都の給水体制 建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を 策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。 項目	(イ)都の給水体制 建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を 策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。 項目	番号順序の修正
50	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	4 支援物資の調達要請         (1)対策内容と役割分担         機関名       ・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都(福祉局)、スクラム加自治体に要請・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。         都本部       ・国・他道府県等との連絡調整・あらかじめ協力依頼している物販事業者(小売事業者等)に支援物資の調達を要請 都生活文化スポーツ局・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請 都産業労働局・米穀、副食品及び調味料を調達         都中央卸売市場・生鮮食料品を調達	4 支援物資の調達要請 (1)対策内容と役割分担  機関名  ・必要な支援物資の調達計画を策定 ・支援物資の調達を都(福祉保健局)、スクラム加自治体に要請 ・協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。 ・国・他道府県等との連絡調整 ・あらかじめ協力依頼している物販事業者(小売事業者等)に支援物資の調達を要請  都生活文化スポーツ局 ・東京都生活協同組合連合会から支援物資を調達 ・関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請 都産業労働局 ・米較、副食品及び調味料を調達 ・生鮮食料品を調達	【東京都】 組織改正に伴い修正
51	東京都	策の推進 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(イ)支援物資の調達要請先の決定 災害救助法適用後、食料、生活必需品等の給・貸与の必要が生じた ときは、状況により、支援物資の調達を <mark>都福祉局</mark> に物資調達・輸送 調整等支援システムにより要請する。また、必要に応じて、スクラ ム自治体へ支援物資の調達を要請する。さらに、被災の状況によ り、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等へ 依頼し、現地調達する。 区は、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、スー パーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締 結している。【別冊・資料●●~●●】	(イ)支援物資の調達要請先の決定 災害救助法適用後、食料、生活必需品等の給・貸与の必要が生じた ときは、状況により、支援物資の調達を <u>都福祉保健局</u> に物資調達・ 輸送調整等支援システムにより要請する。また、必要に応じて、ス クラム自治体へ支援物資の調達を要請する。さらに、被災の状況に より、現地調達が適当と認められる場合については、協定締結先等 へ依頼し、現地調達する。 区は、杉並区商店会連合会、杉並区商店街振興組合連合会、スー パーマーケット等と支援物資の優先供給等の協力に関する協定を締 結している。【別冊・資料●●~●●】	【東京都】 組織改正に伴い修正
52	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	2 炊き出し       機関名       対策内容         都福祉局       ・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。         度       ・震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。         【炊き出しの実施又は要請】       区市町村         がき出しの実施(人員、場所、食料、調理器具、水、熱源等)       本福祉局         成き出しの実施       要請対応(日赤等に協力依頼)	2 炊き出し       機関名       対策内容         都福祉保健局       ・区市町村長から炊き出しの要請に対応する。         ・震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。       (炊き出しの実施又は要請】         区市町村       都福祉保健局         炊き出し体制の確保(人具、場所、食料、調理器具、水、熱源等)       (人具、場所、食料、調理器具、水、熱源等)         炊き出しの実施       要請対応(日赤等に協力依頼)	組織改正に伴い修正
53	東京都	策の推進 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	(3) 感染症の発生 ・感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講ずる。 ・医療機関への搬送体制を整えるとともに、 <mark>都保健医療局</mark> に通報する。 (4) 協力要請 防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるとき	3-1 防疫活動 (3) 感染症の発生 ・感染症が発生したときは、直ちに医療救護部及び区本部に通報する。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく措置を講ずる。 ・医療機関への搬送体制を整えるとともに、 <u>都福祉保健局</u> に通報する。 (4) 協力要請 防疫活動の実施にあたり、区だけでは対応できないと認めるときは、東京都福祉保健局又は杉並区医師会等に協力を要請するものとする。	【東京都】 組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所		計画新記載			計画旧記載	意見概要
54	東京都	策の推進	初期防疫活動に使用 及び手押式肩掛けス 材等で不足する場合	等するため、区は防疫用機材(エンジンスプレーするため、区は防疫用機材(エンジンスプレープレー)を備蓄する。また、防疫(消毒)用機には、杉並区薬剤師会に協力を求めて調達し、には、都保健医療局に要請する。	初及材	び手押式肩掛ける第で不足する場合は	等するため、区は防疫用機材(エンジンスプレーするため、区は防疫用機材(エンジンスプレープレー)を備蓄する。また、防疫(消毒)用機には、杉並区薬剤師会に協力を求めて調達し、には、 <u>都福祉保健局</u> に要請する。	東京都】 織改正に伴い修正
55	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(1)対策内容と役: 機関名 区 都福祉局 都生活文化スポーツ局 都生活文化スポーツ局 都中央卸売市場 都中央卸売市場 を が援いる。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	割分担  対策内容  ・支援物資の輸送 ・支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の 荷受け・荷捌き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や 防災倉庫での備蓄物管理・ ・物資の管理・受領・仕分け・配分 ・都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整 ・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物 資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・調達した物資を、広域輸送基地の電話で、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・調達した物質を、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ・国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。  域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告する。援 が別の情報を災対次ページのとおり。 では、変表の一ジのとおり。 では、変表の一ジのとおり。 では、変表のでは、変換では、変換では、変換を対して、変換を対し、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を対して、変換を、変換を対して、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を、変換を	() 救る支支救足要	。また、道路等の結 援物資の輸送調整 援物資の仕分け、登 援隊本隊が中心と が生じる場合には、	割分担      対策内容      ・支援物資の輸送     ・支援物資の輸送     ・支援物資等受入拠点、地域内輸送拠点における支援物資の 商受け・商別き、在庫管理・出荷調整・需給ニーズ調整や防災倉庫での備蓄物資管理     ・物資の管理・受領・仕分け・配分     ・都災害対策本部、他府県、スクラム自治体との連絡調整     ・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送     ・調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送     ・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送     ・調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送ではよる応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送である物資の一時保管をする。  域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。  域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告するが、国・他道府県等からの支援物資で滞留の可能性のある物資の一時保管をする。  域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告するが、当時、対策を設定は次ページのとおり。  受行うの情報を災対総務部と共有しながら、受行が、災害規模の拡大等により人員の不援の応援及び防災市民組織、ボランティア等の協	東京都】 織改正に伴い修正



No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
59	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第10章 放射性物質対策 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	(2) 取組内容 《都保健医療局》 都保健医療局は、RI使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保並びに当該患者等の放射線不安への対応を行う。	(2) 取組内容 《 <u>都福祉保健局及び都病院経営本部</u> 》 <u>都福祉保健局及び都病院経営本部</u> は、RI使用病院での被害が発生した場合、当該施設から応援要請があった場合、RI管理測定班を編成して、警戒区域外における放射線の測定、当該医療機関における、入院患者等の安全性の確保並びに当該患者等の放射線不安への対応を行う。	【東京都】 組織改正に伴い修正
60	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第10章 放射性物質対策 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(1)対策内容と役割分担	1 保健医療活動 (1)対策内容と役割分担    機関名 対策内容	【東京都】 組織改正に伴い修正
61	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	4 義援金の募集検討及び決定 (1)対策内容と役割分担    機関名	4 義援金の募集検討及び決定 (1)対策内容と役割分担    機関名	【東京都】 組織改正に伴い修正
62	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第1節 具体的な取組 【応 急対策】	区は、都総務局、都福祉局、日赤東京都支部等と義援金の募集や受	イ 義援金の募集等に関する情報共有 区は、都総務局、 <u>都福祉保健局</u> 、日赤東京都支部等と義援金の募集 や受付状況の情報を共有する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
63	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 第2章 具体的な取組 【復旧対策】	(2) 取組内容	のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 なお、同法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。被災住宅の応急修理の方法は同法適用の場合に準ずるものとし、建設事業団体等との協定に基づき、被災住宅の応急修理に対する支援を行う。【別冊・資料●●】	【東京都】 最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されているため

No	. 意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
64	東京都	再建	オ 工事の期間 (ア)住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害救助法適用による住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 理は、原則として、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 (イ)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害救助法適用による日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)	オ 工事の期間 災害救助法適用による応急修理は、原則として、災害発生の目から3 か月以内に完了しなければならない。(国の災害対策本部が設置さ れた災害においては6か月以内に完了)	【東京都】 最新の災害救助法に、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について追加されているため
65	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)第11章 住民の生活の早期再建第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(2) 取組内容	・応急仮設住宅の供給可能量の限界を考慮し、空室のある民間賃貸住宅への入居を促進するための支援方法を整理する。なお、都は関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供し、区はこれに協力する。 (ウ) 入居資格等 ・入居資格 原則として、応急仮設住宅の入居資格に準じて行う。 ・入居者の募集・選定 原則として、応急仮設住宅の入居者の募集、選定に準じて行う。 (エ) 帳票の整備 応急仮設住宅の供給に伴い、区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。 イ 建設型応急住宅の建設・管理 (ア) 設置主体 建設型応急住宅の設置は、災害救助法が適用される場合は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されないとき、又は区長が特に必要と認めたときは、区において設置する。 (イ) 設置	【東京都】 「応急仮設住宅」と記載されている箇所について 「建設型応急住宅」を指している場合は、「建設型 応急住宅」に修正 「公的住宅の活用による一時提供型住宅」を含む場合は、「応急仮設住宅等」に修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建		(エ)管理 ・災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理については、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、区はこれに協力する。また、都が借り上げにより確保する民間賃貸住宅及び、区営住宅等の公的住宅の管理は、それぞれの供給主体が行う。・同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。入居者管理等は、区が行う。・災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。なお、同法が適用されない場合に区が設置するものについては、同法が適用された場合に準ずるものとする。 (オ)その他区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。 ウ 入居者の選定(ア)入居資格対象者は次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。・住家が全壊、全焼又は流失した者・居住する住家がない者・自らの資力では住家を確保することができない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【東京都】 「応急仮設住宅」と記載されている箇所について 「建設型応急住宅」を指している場合は、「建設型 応急住宅」に修正 「公的住宅の活用による一時提供型住宅」を含む場合は、「応急仮設住宅等」に修正
67	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	3 被災者の生活相談等の支援 (1)対策内容と役割分担    機関名	3 被災者の生活相談等の支援 (1)対策内容と役割分担    機関名	【東京都】 組織改正に伴い修正
68	防災会議委員	再建	イ 消防署による各種相談の受付 被災者に対して、出火防止として次のような指導を行う。 ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底 ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検 等の強化	イ 消防署による各種相談の受付 地震後における出火防止を図るため次のような指導を行うととも に、消防署と消防出張所等に災害の規模に応じて各種相談に応じ る。 ・被災建物、仮設建物及び震災救援所等における火災予防対策の徹底 ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ・危険物施設等で余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検 等の強化	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
No. 69	防災会議委員	計画該当箇所 第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	計画新記載  4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備 (1)対策内容と役割分担  機関名 対策内容 ・住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 ・システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ・住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況調査の実施に向けた区と連携した交付時期や交付場所等の調整 ・火災による被害状況に係るり災証明書でのための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・との下断対に関する協力を要請・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・共同利用版の被災者生活再建立援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・対災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・対災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を	計画 旧記載  4 住家被害認定調査の開始とり災証明書の発行準備 (1)対策内容と役割分担  機関名 対策内容 ・住家被害認定調査及びり災証明書発行の実施体制を構築 ・システム稼動に向けた準備や資機材を確保 ・住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ・住家被害認定調査の結果に基づき、り災証明書の交付手続きを実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・必要に応じて住家被害認定調査の2次調査を実施 ・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・火災被害のり災証明書交付について東京消防庁と連携した交付時期や交付場所等の調整 ・火災による被害状況調査の実施に向けた調整・・火災による被害状況調査の実施に向けた調整・・火災による被害状況に係るり災証明書交付のための情報共有・区で、関係機関や他の地方公共団体に対して、関係機関や他の地方公共団体に対して、保家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請・・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・・共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施・・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・り災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意見概要 【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正
	防災会議委員東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】 第1部 施策ごとの具体的計画		実施 ・住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握  (オ)消防署との連携 火災による被害状況に係るり災証明書を、消防署が交付するために 必要な情報の共有を図る。  イ 義援金の保管	【杉並消防署長】 東京都地域防災計画に準じた修正 【東京都】
		画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	・都委員会から配分される義援金を受け入れるため、普通預金口座 を開設し、 <mark>都福祉局</mark> に報告する。	・都委員会から配分される義援金を受け入れるため、普通預金口座 を開設し、 <u>都福祉保健局</u> に報告する。	組織改正に伴い修正

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
72	東京都	第1部 施策ごとの具体的計	6 被災者の生活再建資金援助等	6 被災者の生活再建資金援助等	東京都
		画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期	6-1 災害援護資金等の貸付   (1) 資金の貸与	6-1 災害援護資金等の貸付 (1)資金の貸与	文言修正、組織改正に伴い修正
		再建			
		第2節 具体的な取組 【復	種別 貸付対象 貸付金額 貸付条件 自然災害により	種別   貸付対象   貸付金額   貸付条件   自然災害により	
		旧対策】	世帯主の負傷又は住居、家財に	世帯主の負傷又は住居、家財に	
			被害を受けた世	被害を受けた世	
			帯で、その世帯 の前年の年間所 日本は本の報告連	帯で、その世帯 の前年の年間所 1 世帯主の1か月以上の負傷	
			(学)	受している。 9 会計等の担実 150万円 1 据置期間 150万円 1 据置期間	
			援 円 ア 家財の1/3 以上の損害 場合 5 年)	書   1人   220 万   ア 家財の 1/3 以上の損害   3年 (特別の事情がある   場合 5 年)	
			護 2人 430万	護 2 人 430 万 資 円 イ 住居の半壊 150 万円 2 債運期間 200 万円 2 債運期間経過後 7 年	
			金   1	- 3人 620万 9 住居の主張 250万円 3 信還方法	
			制 1.7	制 4 人 730 万 3 1 ト 2 が重複 1 た場合 4 貸付利率	
			T	都   5 人以上 730 万   ア 1 と 2 のアの重複 250 万円   規定)	
			福 円に世 社 帯人員 が 1 と 2 の 7 の 1 を 2 の 7 内	福 村に世 ウ 1と2のウの重複 350万円 超直期间甲は無利す 事件人員 4 かのいずわかの事中の1に整当さ 連帯保証人を立てる場	
			図   人増オデレ30万   る場合であって、被災した住居を建て   合は無利子		
			円を加 担 9 除に、特別な事情がある場合 5 連邦金	円を加 日 ア 2 のイの場合 250 万円 年 5 %	
			算した 7 2の4の場合 250 万円 4 2のウの場合 350 万円 6 3 のイの場合 350 万円	サンパ イ 2のウの場合 350 万円 ウ 3のイの場合 350 万円	
			(注) 住居が滅	(注) 住居が滅	
			失した場合は、 1,270	失した場合は、 1,270	
			万円に緩和   貸付対象   貸付金額   貸付条件	万円に緩和   貸付金額   貸付条件	
			災 客 1 据置期間 3 年 (特別の事情がある	災 客 1 据置期間 3 年 (特別の事情がある	
			提 場合 5 年) 2 償還期間	援護 場合5年)	
			安 次のいずれかに該当する場合 据置期間経過後7年	資金 次のいずれかに該当する場合 据置期間経過後7年 150万円を上限に貸付 3 償還方法	
			・     150 万円を上限に貸付     3 償還方法       都     1 世帯主の1 ヶ月以上の負傷     年賦、半年賦又は月賦	都 1 世帯主の1ヶ日以上の負傷 年賦 半年賦又け日賦	
			制 国制度と同じ 2 家財の1/3 以上の損害 4 貸付利率 年 1%以内(区が規則で	制 国制度と同じ 2 家財の1/3 以上の損害 4 貸付利率 2 家財の1/3 以上の損害 4 貸付利率 年 3%以内(区が規則で	
			(新 4 住居の全壊 規定 据置期間中は無利子	(a)     4 住居の全壊       福福     5 住居の全体が減失又は流出       協盟期間中は無利子       事業投票した立てを担める。	
			社 連帯保証人を立てる場 合は無利子	局・合は無利子	
			区 5 違約金 年 5 %	区 5 違約金 年 5 %	
73	東京都	第1部 施策ごとの具体的計画(内角・海川計画)	1 据置期間	1 据置期間	【東京都】
		画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期	低所得世帯     (生)       生     活保護基準額の       2 償還期間	生 6か月以内 2 償還期間 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	文言修正、組織改正に伴い修正
		再建	活 福	福(低所得世帯や、	
		第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	#	(ない者で、この) 3 貸付利率 1 5% (根際期間由) 4 無利	
		日為米	(福) 者で、この資金 子) ながし 連帯保証 人を立	(福 資金の貸付を受 社 ) 1.0% (諸直朔同中は無利 子) インスとによっ ただし、連帯保証人を立	
			資 ことによって災 I 世帝 150 万円以内 てる場合は無利子	資 て災害による困 1 世帯 150 万円以内 てる場合は無利子	
			金   害による困窮か   4 連帯保証人 原則必   要   要   要   またままままままままままままままままままままままま	(都) きる世帯等 要 4 理帯保証人 原則必 要	
			都   世帯等	福 窓口は、杉並区 名 申込方法 (保 社会福祉協議会 )	
			窓口は、杉並区   官公署の発行するり災   社会福祉協議会   証明書を添付し、杉並	は、 は は となる。 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
			となる。	区社会福祉協議会に 申し込む。	
			生 低所得世帯(生 1 据置期間 2 か月以	生活 カカリス 内内 カラス カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			福 活保護基準額の 2 償還期間 社 概ね1.9倍以内)	福 植 杜 低所得世帯(生 披 蟹期間経過後 12 か	
				資 活保護基準額の 月以内 月以内	
			1 世帯 (10 万円	「保   (保   (R   (R	
			プロストンでは帯 は なった世帯	同小   急かつ一時的に   5 償還方法 月賦   6 申込方法	
			資金 <u>窓口は、杉並区</u> 官公署の発行するり災 原用事を添付し、杉並	資 生計の様件が協 金 難となった世帯 官公署の発行するり災 証明書を添付し、杉並	
			社会福祉協議会 区社会福祉協議会に 申し込む。	図社会福祉協議会に   申し込む。	
			1 7020	T 0.20	

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
74	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建	10 中小企業への融資 (2)取組内容 イ 中小企業への融資	10 中小企業への融資 (2) 取組内容 イ 中小企業への融資 ※1 災害を受けた中小企業の既往の債務の返済について、期間延	【日本政策金融公庫】 制度内容に変更はないが、分かり易さの観点から記載振りを見直し ※1※2の内容は公庫ではなく、都や区の制度に係
		第2節 具体的な取組 【復旧対策】	機関名     区分       中日小本本書企政策書企政策(日本政策)     1 資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金 2 対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者 1 直接貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 直接貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 1 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 2 基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)       5 期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)       6 担保・保証 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要       7 返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済	<ul> <li>長の取扱が行われることがある。</li> <li>機関名</li> <li>中日 災 1 資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金 (2 対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者 第 (2 対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者 業策 田 (4 ) (3 ) 限度額 直接貸付 1億5,000万円 代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 (大理貸付 直接貸付の範囲内で別枠7,500万円 基準利率 (閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)</li> <li>期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 連転資金10年以内(うち据置期間2年以内) 担保設定の有無、担保の種類等、相談のうえ決定 ※直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要</li> <li>7 返済方法 据置後、原則として元金均等割賦返済</li> </ul>	る注書きと思われるため削除
75	関係機関	第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期 再建 第2節 具体的な取組 【復 旧対策】	1 1 農林漁業関係者への融資 機関名 対策内容 ・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導 ・経営資金等の融資	1 1 農林漁業関係者への融資 (1) 日本政策金融公庫による融資  機関名 対策内容 ・経営資金等の融通 ・特別対策資金の融通 ・農林漁業団体に対する指導 日本政策金融公庫 ・経営資金等の融資	【日本政策金融公庫】 都産業労働局の対策内容は公庫によるものではない ため。
76	東京都	第2部 災害復興計画 第3章 震災復興計画の策定 第3節 特定分野計画の策定	2 住宅の復興 (1)住宅の供給可能量・供給量の算定 区は、住宅被災度区分判定により取壊し、又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、 <u>都住宅政策本部</u> に報告する。	2 住宅の復興 (1)住宅の供給可能量・供給量の算定 区は、住宅被災度区分判定により取壊し、又は補修・補強と判定された区営住宅等の供給可能戸数を調査し、 <u>都都市整備局</u> に報告する。	【東京都】 組織改正に伴い修正
77	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防 災対策 第3章 南海トラフ地震に関 連する情報が発表された場合 の対応 第1節 南海トラフ地震臨時 情報の発表時の対応	第 1 節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合  ケース 発生した事象 区の体制	第 1 節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合    ケース   発生した事象   区の体制   区内で発生した震度が5弱の場合、災害即   坂東はその周辺でマグ   エチュード6.8以上   の地震が発生した場合   南海トラフ地   震臨時情報 (調査中)が発生した場合   通常とは異なるゆっく りすべりが発生した可 (調査中)が発生した可   能性がある場合   地震は未発生であるが、以降、地震が発生   する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。 また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。 なお、休日・夜間等勤務時間外において は、区休日・夜間等動務時間外において は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を   行う。	【気象庁東京管区気象台】 1 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合の表の中の記載について、南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表され、M6.8以上の地震が発生し、区内でも地震が発生したがその震度が4以下の場合、区では特段の態勢はとらないということか。

No.	意見区分	計画該当箇所	計画新記載	計画旧記載	意見概要
78	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防 災対策 第3章 南海トラフ地震に関	2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時 情報が発表された場合	2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時 情報が発表された場合	【気象庁東京管区気象台】 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され た場合の表の中の記載について、南海トラフ地震臨
		連する情報が発表された場合 の対応 第1節 南海トラフ地震臨時 情報の発表時の対応	ケース         発生した事象         区の体制         警戒期間等           南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が8 表とれた場合         区内で発生した震度が4以下の場合、情報収集態勢を確立する。 といる地震が8 表生した場合が5 弱の場合、災害即応能勢を確立する。 といる地震が8 発生した場合が5 強以上の場合を発生した震度が5 強以上の場合を表現を確認する。 といる地震を対して表現の地震を表現される。 といる地震を表現を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震といると思想を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震を表現した。 といる地震を表現した。 といると思想を表現した。 といると思想を表現を表現を表現を表現した。 といると思想を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現した。 といると思想を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	ケース 発生した事象 区の体制 警戒期間 南海トラフ地 環臨時情報(巨 マグニチュード 大地震警戒)が 発生した場合 場上の地震が 発生した場合 場合、非常配備態勢を確立する。 61週間 区内で発生した震度が5強以上の 場合、非常配備態勢を確立する。	時情報 (調査中) が発表され、M6.8以上の地震が発生し、区内でも地震が発生したがその震度が4以下の場合、区では特段の態勢はとらないということか。
			場合、非常配備態勢を確立する。	プレート境界の マグニチュード 7~8の地震が発生した震度が5弱の場ち1週間 51週間 をした場合 南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震注意)が、就測された場 を内で発生した震度が5弱以上の短かでする。 区内で発生した震度が5弱以上の揺れが発度のでいる。 は内で震度が5弱以上の揺れが発度のでいる。 は一ていない場合は、引き続き情報の変化が収まって	
			無臨時情報(巨大地震注意)が 発表された場合 合	発表された場合 る。 なお、休日・夜間等勤務時間外に おいては、情報監視態勢が確立さ れるまでの間は、区休日・夜間警 成本部が必要な対応を行う。	
			での期間 <u>は</u> <u>注意機関</u> 南海トラフ地 震臨時情報(調 査終了)が発表 された場合	査終了が発表 された場合 勢を終了する。	
79	関係機関	第3部 南海トラフ地震等防 災対策 第3章 南海トラフ地震に関 連する情報が発表された場合 の対応 第1節 南海トラフ地震臨時 情報の発表時の対応	4 南海トラフ地震臨時情報の広報	種類       発生した事象       注意期間 (警戒期間)         南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表 された場合       プレート境界のマグニチ ユード 8以上の地震が発生した場合       現象発生から1週間         ブレート境界のマグニチ ユード 7~8 の地震が発生した場合       現象発生から1週間         (巨大地震注意) が発表 された場合       ブレート境界のマグニチ ユード 7~8 の地震が発生した場合       現象発生から1週間         値常とは異なるゆっくり すべりが観測された場合       ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と 概ね同程度の期間が経過するまでの期間	【気象庁東京管区気象台】 内閣府の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備え た防災対応検討ガイドライン【第1版】(令和3年5 月一部改定)」のP.30の表に記述があり。 また、東京都の地域防災計画の本編729ページに同 様の記述があり、上記を参考に修正依頼。 「・・・後発地震に対して1週間警戒する措置を とる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対 して注意する措置をとる。」
80	関係機関	対策】	1 区民、事業者等への普及啓発 区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識とし て啓発する。 ・気象庁が発表する噴火警報、 <mark>噴火警報レベル、</mark> 降灰予報等の促進	1 区民、事業者等への普及啓発 区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識とし て啓発する。 ・気象庁が発表する <del>火山の</del> 噴火警報、 <del>噴火予報、</del> 降灰予報等の促進	【気象庁東京管区気象台】 ・火山の情報であることは自明なため「火山の」を削除。 ・噴火と警報の間のスペースを削除。 ・噴火予報を、より防災に資する噴火警戒レベルに変更。
81	関係機関	対策】	するため、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 なお、降灰の情報は、気象庁地震火山部火山 <u>監視</u> 課火山監視・警報	第2節 降灰情報等の収集及び伝達 区は、降灰による被害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 なお、降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として伝達される。	【気象庁東京管区気象台】 「組織名が変更したため。
82	関係機関	対策】	これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きいため、これ	第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きいため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施する。 なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。	施設(ガバナ、整圧所、ガバナーステーション等) においては、影響を受ける可能性があること。また、東京都地域防災計画や東京都のWG資料等でも者
83	関係機関	第4部 降灰対策 第3章 具体的な取組【応急 対策】 第8節 ライフライン施設等 の応急・復旧対策	イ 災害時における危険予防措置 円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請が あった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	イ 災害時における危険予防措置 <del>水害及び火災の拡大等に伴い</del> 円滑な防災活動のため、警察、消防機 関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危 険予防措置を講ずる。	

# 意見に対する杉並区地域防災計画(令和6年修正)の修正箇所一覧 資料編

ハブリックコメント   10.3	Aグリックコメント   No. 3   		1		心儿气力,也少生巨心然的人们自一门们		1 Ind
Page	Particular   P	No.			計画新記載	計画旧記載	
		1	パブリックコメン ト	資料編	# 注		感震ブレーカー設置の進捗状況について丁目ごとに

# 杉並区地域防災計画 震災編(令和6年修正)の概要

# 1. これまでの検討経過

É	とな検討スケジュール	議題内容等
第1回	防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	<ul><li>●東京都による新たな被害想定</li><li>●地域防災計画 修正方針(案)</li><li>●地域防災計画 修正方針概要(案)</li></ul>
第2回	防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	<ul><li>●地域防災計画 震災編(案)の策定</li><li>●主要修正項目(案)(概要版)</li><li>●主要修正項目の記載内容(案)</li></ul>
第3回	防災対策推進会議幹事会 防災対策推進会議 防災会議	<ul><li>●地域防災計画 震災編(令和6年修正)</li><li>●区民等の意見提出手続き等の結果</li><li>●意見に対する修正箇所一覧</li></ul>
	度・防犯等特別委員会 第4回区議会定例会)	●地域防災計画(震災編)の修正
	意見提出手続の実施 -12月15日~令和6年1月17日)	●計画(案)の区民等意見提出手続

# 2. 能登半島地震を受けての修正項目

能登半島地震の発災を受け、以下の計画修正及び令和6年度予算を追加

修正項目	修正内容	物品(予定)
備蓄品の充実 <b>【新規】</b> 総則・予防対策編 (第2部第9章)	【簡易間仕切りセット】 プライベート空間の確保 【トイレ収便袋】 断水の長期化に対する備え	間仕切り 収便袋
エネルギーの確保 <b>【新規】</b> 総則・予防対策編 (第2部第4章)	【ポータブル蓄電池】 太陽光発電機を設置していない震災救援所へのエネルギー の確保	蓄電池
震災対策【新規】 総則·予防対策編 (第2部第3章)	【エレベーター備蓄セット】 エレベーター内で閉じ込めが 発生した場合の備え	エレベーター備蓄セット
火災対策【新規】 総則·予防対策編 (第2部第3章)	【感震ブレーカー設置促進】 電気火災を防止するための感 震ブレーカー設置支援を拡充	感震ブレーカー

# 3. 地域防災計画 震災編 主要修正項目(概要版)

# 青字箇所は、能登半島地震の発災を受け、追加した主要修正項目

### 1. 地域防災計画の想定地震の変更

○従来は、東京湾北部地震が杉並区での被害が最大となると想定されていたが、令和4年5月に発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、対象となる想定地震が変更となり、杉並区での被害が最大となる「多摩東部直下地震」を本計画の前提とする。

【総則・予防対策編(第1部 第1章 地域防災計画の概要)修正】

## 2. 災害時要配慮者の生活環境の充実

○福祉救援所の拡充のため、高齢者や障害者の入所施設等に対し、施設建設の段階から協力を求めるなど、福祉救援所の指定に関する協定締結を推進するほか、施設ごとに受入対象を特定して公示する。

【総則・予防対策編(第2部 第9章 避難者対策)修正】

○第二次救援所や福祉救援所に指定した施設の状況を踏まえ、災害時要配慮者が生活を送る上で必要な環境整備を推進するほか、受入れに必要な物品の備蓄の充実を図る。

【総則・予防対策編(第2部 第9章 避難者対策)新規】

○福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を実施する。 第二次救援所マニュアルの改善や福祉救援所のマニュアルの整備・見直しや、立ち上げ 運営訓練等を実施し、機能強化を図る。震災救援所との連携を強化するため、福祉救援 所運営職員に震災救援所運営連絡会への参加を促す。妊産婦や乳幼児親子など特別な支 援を必要とする方の避難場所について検討し、確保を図る。

【総則・予防対策編(第2部 第9章 避難者対策)新規】

#### 3. 帰宅困難者対策の推進

○一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、指定している区有施設を一時滞在施設として開設するとともに、協定を締結している民間施設に一時滞在施設開設を要請する。一時滞在施設の開設後、DISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を報告する。帰宅困難者が多数殺到し、一時滞在施設が不足する地域が発生した場合、最寄りの補助・代替施設の活用を検討する。

【震災編(第1部 第7章 帰宅困難者対策)新規】

※DIS:災害時等における都、市区町村及び防災機関とのネットワーク

○駅前滞留者対策連絡会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。また、地域により、駅前滞留者へ掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。連絡会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集し、掲示板等を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を多言語で提供する。

【震災編(第1部 第7章 帰宅困難者対策)新規】

### 4. マンション防災の強化

〇エレベーター内で閉じ込めが発生した場合に備え、震災時に重要な防災拠点施設となる区有施設に、簡易トイレや飲料水等を備蓄したエレベーターキャビネットの設置を行う。

【総則・予防対策編(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)新規】

○エレベーター保守管理会社の到着が遅れることに備え、マンション管理組合及びマンション居住者でエレベーター利用者の救出救助ができるよう訓練の実施を促進する。

【総則・予防対策編(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)新規】

○マンション居住者に対し、自助の備えの周知、防災計画の作成、訓練の実施等の共助 の取組や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度に関する周知をマンショ ン管理組合やマンション管理会社に要請する。

【総則・予防対策編(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)新規】

# 3. 地域防災計画 震災編 主要修正項目(概要版)

# 青字箇所は、能登半島地震の発災を受け、追加した主要修正項目

### 5. 防災拠点の運用力の向上

○火災による延焼の長期化が見込まれ、避難場所から利用可能な震災救援所までの避難 経路の安全が確保できる場合、震災救援所に避難者を誘導する。

【震災編(第1部 第8章 避難者対策)修正】

〇へリコプター災害時緊急離着陸場候補地に多数の避難者等が滞留し、運用に支障が発生する可能性がある場合、避難者などを近隣の震災救援所等に誘導する。

【震災編(第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進)新規】

### 6. 建物被害による二次被害の防止

〇電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置支援事業を行っている。さらなる出火 防止対策のため、火災危険度の高い地域に対する感震ブレーカー設置支援事業の拡充な どを行い、震災時の電気火災対策を強化する。

【総則・予防対策編(第2部 第3章 住民の生活の早期再建)新規】

○地震発生直後におけるマンパワー不足の中でも、迅速に応急危険度判定活動を行うことを目的として、建築物の応急危険度判定の模擬訓練を実施する。

【総則・予防対策編(第2部 第12章 住民の生活の早期再建)新規】

## 7. 飲料水や物資の供給体制の強化

○道路障害物除去作業を行う協力業者の重機等で燃料が不足する場合は、東京都石油商業組合杉並中野支部からの燃料給油について調整する。

【震災編(第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)修正】

### 8. その他防災体制の充実

#### 「備蓄品の充実」

〇震災時における避難者のプライバシー空間の確保のため、簡易間仕切りセットの備蓄 を行う。

【総則・予防対策編(第2部 第9章 避難者対策)新規】

○断水などのライフライン被害の長期化に備え、各種トイレに活用するための、収便袋の備蓄を進める。

【総則·予防対策編(第2部 第9章 避難者対策)新規】

#### 「遠隔地避難者への支援」

○区外へ一時的に自主避難した区民に対して、区内の復旧状況、各種支援制度、復興の考え方等の情報を提供する。

【震災編(第1部 第5章 情報通信の確保)新規】

#### 「揺れから生じる建物被害の軽減」

○特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化に重点 的に取り組み、地震に強い安全なまちづくりを進める。

【総則・予防対策編(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)修正】

○マンションの管理状況届出制度を活用し、耐震性が不明なマンション管理組合に耐震化の重要性や必要性を周知し、要望に応じて、耐震相談アドバイザーを派遣し、耐震化のアドバイスや区分所有者間の合意形成の支援を行う。耐震診断や補強設計又は耐震改修に要する費用の一部を助成により支援する。

【総則・予防対策編(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)新規】

#### 「停電対策の推進」

○発災時の非常用電源(移動電源)として、区が所有する電気自動車等に搭載されているバッテリーのほか、民間シェアサイクルのバッテリーの活用を検討する。

【総則・予防対策編(第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)新規】

〇防災拠点における電力の確保として、太陽光発電機器を設置していない震災救援所へのポータブル蓄電池の配備を行う。

【総則・予防対策編(第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)新規】

#### 「防犯体制の強化」

○災害発生後に震災救援所等において、被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力根絶の普及・啓発を推進する。

【総則・予防対策編(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)新規】

#### 「ICT・デジタル環境の整備」

○地域BWA等による通信網を活用して、震災救援所と保健センター及び医療機関をオンラインでつなぎ、災害時における保健・医療体制の充実を目指す。

【総則・予防対策編(第2部 第6章 情報通信の確保)新規】

#### 「災害時における女性等支援の取組」

○女性等に配慮した生活必需品及び感染症対策物品の備蓄や調達を推進する。

【総則・予防対策編(第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進)新規】